

第2章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

- 1 市の活動体制 (震-2- 1)
- 2 指定行政機関等の活動体制 (震-2- 9)
- 3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携 (震-2- 9)
- 4 災害救助法の適用手続等 (震-2- 10)

第2節 情報収集・伝達体制

- 1 通信体制 (震-2- 13)
- 2 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報 (震-2- 17)
- 3 関係機関における措置 (震-2- 22)
- 4 被害情報等収集・報告 (震-2- 22)
- 5 災害時の広報 (震-2- 27)

第3節 地震・火災避難計画

- 1 計画内容 (震-2- 29)
- 2 実施機関 (震-2- 29)
- 3 避難の勧告又は指示等 (震-2- 30)
- 4 避難誘導等 (震-2- 31)
- 5 避難所の開設と運営 (震-2- 31)
- 6 在宅避難者等への対応 (震-2- 33)
- 7 安否情報の提供 (震-2- 34)
- 8 広域避難 (震-2- 34)
- 9 避難所の集約及び避難所の解消等 (震-2- 34)

第4節 津波避難計画

- 1 津波警報等の伝達 (震-2- 35)
- 2 住民等の避難行動 (震-2- 36)
- 3 住民等の避難誘導 (震-2- 36)

第5節 要配慮者等の安全確保対策

- 1 避難誘導等 (震-2- 37)
- 2 避難所の開設、要配慮者への対応 (震-2- 38)
- 3 福祉避難所の設置 (震-2- 38)
- 4 避難所から福祉避難所への移送 (震-2- 38)
- 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (震-2- 39)

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

- 1 消防活動 (震-2- 40)
- 2 救助・救急 (震-2- 41)
- 3 水防活動 (震-2- 42)
- 4 危険物等の対策 (震-2- 42)
- 5 医療救護 (震-2- 43)

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- 1 災害警備計画 (震-2- 49)
- 2 交通規制計画 (震-2- 50)
- 3 交通規制の指針 (震-2- 51)

- 4 緊急輸送 (震-2- 51)
- 5 緊急通行車両の確認等 (震-2- 52)
- 6 規制除外車両の確認等 (震-2- 52)
- 7 交通情報の収集及び提供 (震-2- 53)
- 8 震災発生時における運転者のとるべき措置 (震-2- 53)
- 9 道路管理者の通行の禁止又は制限 (震-2- 54)
- 10 道路啓開 (震-2- 54)
- 11 在港船舶対策計画 (震-2- 54)
- 12 輸送計画 (震-2- 55)

第8節 救援物資供給活動

- 1 応急給水 (震-2- 57)
- 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (震-2- 59)
- 3 燃料の調達 (震-2- 62)
- 4 電源車の要請 (震-2- 62)

第9節 広域応援要請計画

- 1 国に対する応援要請 (震-2- 63)
- 2 千葉県大規模災害時応援受援計画 (震-2- 63)
- 3 県に対する応援要請等 (震-2- 63)
- 4 市町村間の相互応援 (震-2- 63)
- 5 受援計画 (震-2- 64)
- 6 消防機関相互の応援 (震-2- 64)
- 7 水道事業体等の相互応援 (震-2- 65)
- 8 資料の提供及び交換 (震-2- 65)
- 9 経費の負担 (震-2- 65)
- 10 民間団体等との協定等の活用 (震-2- 65)
- 11 海外からの支援受入れ (震-2- 65)
- 12 広域避難の支援要請及び受入れ (震-2- 66)

第10節 自衛隊への災害派遣要請

- 1 災害派遣の要請 (震-2- 67)
- 2 災害派遣の方法 (震-2- 67)
- 3 知事への災害派遣の要請の要求 (震-2- 68)
- 4 災害派遣部隊の受入体制 (震-2- 69)
- 5 災害派遣部隊の撤収要請依頼 (震-2- 71)
- 6 経費負担区分 (震-2- 71)
- 7 自衛隊の即応態勢 (震-2- 71)

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- 1 防災体制の確立 (震-2- 73)
- 2 避難所開設への対応 (震-2- 75)
- 3 授業料等の減免・育英補助の措置 (震-2- 75)
- 4 給食措置 (震-2- 75)
- 5 文化財の応急対策 (震-2- 75)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (震-2- 77)
- 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 (震-2- 77)
- 3 集客施設や駅等における利用者保護 (震-2- 77)

4	帰宅困難者等への情報提供	(震-2- 77)
5	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	(震-2- 78)
6	徒歩帰宅支援	(震-2- 78)
7	帰宅困難者（特別搬送者）の搬送	(震-2- 78)
第 13 節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策		
1	保健活動	(震-2- 79)
2	飲料水の安全確保対策	(震-2- 79)
3	防疫	(震-2- 80)
4	死体の捜索処理等	(震-2- 81)
5	動物対策	(震-2- 84)
6	清掃及び障害物の除去	(震-2- 84)
第 14 節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理		
1	応急仮設住宅の供与等	(震-2- 89)
2	住宅の応急修理計画	(震-2- 89)
3	建設資材の確保	(震-2- 90)
4	被災建築物の応急危険度判定	(震-2- 90)
5	被災宅地危険度判定	(震-2- 91)
6	罹災証明書 of 交付	(震-2- 92)
第 15 節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧		
1	水道施設	(震-2- 93)
2	電力施設	(震-2- 93)
3	ガス施設	(震-2- 94)
4	通信施設	(震-2- 96)
5	放送機関	(震-2- 98)
6	道路・橋梁	(震-2- 99)
7	交通施設	(震-2-100)
8	その他公共施設	(震-2-101)
第 16 節 ボランティアの協力		
1	災害ボランティアセンターの設置	(震-2-102)
2	ボランティアの活動分野	(震-2-102)
3	ボランティアとして協力を求める個人、団体	(震-2-103)
4	ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ	(震-2-103)
5	災害時におけるボランティアの登録、派遣	(震-2-104)
6	ボランティア受入体制	(震-2-105)
7	ボランティアリーダーの養成	(震-2-105)

第1節 災害対策本部活動

1 市の活動体制

主な担当	全庁
------	----

市は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令、本計画及び県地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、その他防災関係機関及び住民等の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を実施する。

その際、全職員は、以下のプロアクティブの原則を基本理念とし、危機意識を共有して行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、勝浦市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「勝浦市災害時職員初動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

(1) 災害対策本部設置前の初動体制

ア 情報収集体制

市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めたとき、又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき、消防防災課長及び関係課長は、次の措置を講じる。

- (ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達
- (イ) 被害状況の把握及び報告

イ 災害即応体制

市内で震度5弱を観測したと発表したとき、又は千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報が発表されたとき、又は東海地震注意情報が発表されたとき、その他、被害が発生し、消防防災課長が必要と認めたときは、関係課及び関係機関が、情報収集体制を強化する。

ウ 消防防災課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに市長に報告する。

また、必要に応じ、防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

エ 上記アからウについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 市災害対策本部

ア 本部の設置又は廃止とその基準

市長（本部長）は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれがあるときは、必要に応じて上位の災害対策本部体制を指示することができる。

なお、災害対策本部を設置した後において、災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、災害対策本部を廃止する

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

- (ア) 市内で震度5強（自動配備）
- (イ) 千葉県九十九里・外房に特別警報（大津波警報）（自動配備）
- (ウ) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備）
- (エ) 内閣総理大臣が警戒宣言（自動配備）
- (オ) 以下のa又はbに該当する場合で、総合的な対策を講じるため、本部長が必要と認めたとき。
 - a 特に大きな被害が発生したとき
 - b 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

イ 災害対策本部の設置又は廃止の通報及び発表

市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県知事に通報するとともに、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、市長（本部長）は、災害対策本部を設置又は廃止した場合、直ちにその旨を報道機関に発表する。

- (ア) 指定地方行政機関及び指定公共機関の長又は代表者
- (イ) 隣接市町長
- (ウ) 防災会議
- (エ) 区及び自主防災組織
- (オ) 市議会

ウ 災害対策本部の組織編成

災害対策本部の組織編成については、「勝浦市災害対策本部条例」及び「勝浦市災害対策本部規則」の定めるところにより、災害応急対策に関する基本方針を審議策定する。その概要は、次のとおりである。

組 織 編 成

[本部室]

本 部	本部長	市長		本 部 事 務 局	事務局長	消防防災課長	
	副本部長	副市長 教育長			事務局次長	総務課長	
	本部員	消防防災課長	都市建設課長		本 部 事 務 局 員	本部統括班	
		総務課長	農林水産課長			総務班	情報収集・電話対応班
	企画課長	観光商工課長		被災者救援班	生活基盤対策班		
	財政課長	水道課長					
	税務課長	会計課長					
	市民課長	学校教育課長					
	高齢者支援課長	生涯学習課長					
	福祉課長	議会事務局長					
	生活環境課長	本部長の指名する者					
	本部連絡員	本部長の指名する者					
本部派遣職員		自衛隊、防災関係機関から本部長が派遣を 求める者					

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

エ 勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

勝浦市災害対策本部の班長及び各班の分掌事務

班（長・副）	担当課等	事務区分	事務分掌
本部統括班 班長 消防防災課長 副班長 防災管理監	消防防災課	本部統括事務	1 防災対策全般の総括及び総合調整に関すること 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること 3 避難勧告等の発令及び解除に関すること 4 災害対策本部会議の総括及び記録に関すること 5 総合的な災害対策を行うための情報分析に関すること 6 災害に関する通信情報の総括整理に関すること
		その他事務	1 防犯対策に関すること
総務班 班長 総務課長 副班長 財政課長	総務課 財政課 会計課 議会事務局 監査委員事務局	総務事務	1 災害情報の広報に関すること 2 報道機関からの問合せ対応及び報道機関への情報発信依頼の窓口業務に関すること 3 職員の安否確認及び公務災害補償に関すること 4 職員の動員及び配備並びに各班をまたいだ応援の調整に関すること 5 職員の給食、仮眠・待機場所及び健康管理（メンタルヘルス含む）並びに勤務時間管理及び給与（時間外手当含む）に関すること 6 業務継続計画及び職員の受援に関すること
		連絡調整事務	1 千葉県災害対策本部との連絡調整に関すること 2 消防本部、自衛隊及びその他の関係機関との連絡調整に関すること 3 消防団に関すること 4 災害救助法の適用申請及びこれに必要な事務に関すること
		施設等管理事務	1 災害対策用資機材の調達及び物資の購入に関すること 2 緊急車両通行証明書に関すること 3 ヘリポートの開設に関すること 4 応援職員、国・県から派遣される災害対策現地情報連絡員（リエゾン）、自衛隊災害派遣部隊等の活動基盤の確保に関すること 5 車両の配車計画及び車両の借上げに関すること
		財務・出納事務	1 災害関係予算の編成及び執行並びに災害対策に必要な現金及び物品の出納に関すること
		渉外事務	1 議会との連絡調整に関すること
		その他事務	1 その他いずれにも属さない事務に関すること
情報収集・電話対応班 班長 企画課長 副班長 税務課長	企画課 税務課	情報収集事務	1 被害情報の収集、集計、整理及び記録に関すること 2 F A X、メールの受理及び対応に関すること 3 ライフライン、通信及び公共交通機関の各事業者との連絡調整に関すること
		電話対応事務	1 電話の受付窓口（コールセンター）の開設及び運営に関すること
		市民相談事務	1 家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること 2 市税の徴収猶予及び減免等に関すること 3 その他の相談に関すること
		その他事務	1 その他情報収集及び電話対応全般に関すること
医療救護班 班長 高齢者支援課長 副班長 市民課長	市民課 高齢者支援課 勝浦診療所 医療職/各課	医療救護事務	1 避難所における感染症対策及び要配慮者に関すること 2 住民の健康管理に関すること 3 医療救護所の設置に関すること 4 医療機関及び医師会等との連絡調整及び応援要請に関すること 5 夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）との連絡調整に関すること 6 傷病者の調査、報告等に関すること
		行方不明者等事務	1 死者及び行方不明者に関すること 2 死体搬送及び死体収容場所の設置に関すること 3 身元不明死体に関すること 4 埋・火葬の許可発行等の諸手続に関すること
		その他事務	1 防疫及び消毒に関すること 2 外国人への対応に関すること

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

			3 その他医療救護全般に関する事
被災者救援班 班長 福祉課長 副班長 観光商工課長	福祉課 観光商工課 学校教育課 生涯学習課 芸術文化交流センター 図書館 学校給食共同調理場 (避難所勤務員/ 各課)	避難支援事務	1 避難所及び福祉避難所の開設、運営に関する事 2 要配慮者の支援に関する事 3 避難者情報の収集及び整理に関する事 4 災害対応物資に関する事 5 救援物資に関する事 6 義援金及び見舞金に関する事
		連絡調整事務	1 勝浦市社会福祉協議会との連絡調整に関する事 2 ボランティアセンターの設置及び運営支援に関する事 3 日本赤十字社千葉県支部との連絡調整に関する事
		教育・保育事務	1 児童生徒の安全確保に関する事 2 応急教育・保育事務に要する資材、教材、施設及び給食の確保に関する事
		帰宅困難者等 対策事務	1 帰宅困難者等に関する事
		その他事務	1 その他被災者救援全般に関する事
生活基盤対策 班 班長 都市建設課長 副班長 農林水産課長	生活環境課 都市建設課 農林水産課 水道課 清掃センター 農業委員会	環境衛生事務	1 災害廃棄物の収集及び処理に関する事 2 ごみの収集及び処理に関する事 3 感染性廃棄物等の取扱いに関する事 4 防疫及び消毒の応援に関する事 5 油流出対処に関する事 6 仮設トイレに関する事 7 じん芥、し尿の収集及び処理に関する事 8 飼育動物の保護に関する事 9 飼育・野生動物の死骸の収集及び処理に関する事
		土木施設事務	1 災害危険区域の巡視及び応急措置に関する事 2 災害時の道路通行制限に関する事 3 道路、橋梁等の障害物除去、被害状況の調査及び報告に関する事 4 道路、橋梁等の応急修理及び復旧に関する事 5 土木関係機関との連絡調整に関する事
		住宅事務	1 災害復旧に係る応急処置及び建築関連工事に関する事 2 倒壊家屋の解体撤去及び住宅地の障害物除去に関する事 3 被災建築物及び被災宅地の危険度判定に関する事 4 応急仮設住宅の建設及び入・退去に関する事 5 災害復興に係る都市計画に関する事 6 市営住宅の点検、整備及び復旧に関する事
		農林水産事務	1 農林水産関係施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2 農林水産関係施設の応急修理及び復旧に関する事
		上水道事務	1 水道施設の被害状況の調査及び報告に関する事 2 水道施設の応急修理及び復旧に関する事 3 応急給水に関する事
		その他事務	1 その他生活基盤対策全般に関する事

オ 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市本庁舎4階大会議室又は3階会議室に設置するものとし、市本庁舎及び周辺地域の被災状況等によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる施設に設置する。

優先1位	芸術文化交流センター（キュステ）
優先2位	市役所分館（水道課）

なお、災害対策本部を設置した場合は、「勝浦市災害対策本部」の標識を掲示するものとする。

カ 本部長及び副本部長の代替順位

本部長が登庁できない場合には、次に掲げる順位で職務を代行する。

	優先1位	優先2位	優先3位
本部長	市長	副市長	教育長
副本部長	副市長・教育長	消防防災課長	総務課長

キ 災害対策本部会議

市長（本部長）は市の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

(ア) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(イ) その他重要事項に関すること。

ク 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

(ア) 本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。

(イ) 本部連絡員は、本部長が指名し、本部事務局に勤務する。

ケ 現地災害対策本部

(ア) 設置

市長（本部長）が災害の現地における応急対策を推進する上で必要であると認めるときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

(イ) 組織編成

現地本部には、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから市長（本部長）が指名する者をもって充てる。

(ウ) 所掌事務

現地本部の所掌事務は、市災害対策本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析

b 現地班の役割分担及び調整に関する業務

c 市長（本部長）の指示による応急対策の推進

d その他緊急を要する連絡方法

コ 本部室、各班への連絡方法

(ア) 市長（本部長）の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各班に連絡する。

(イ) 各班で聴取した情報、あるいは各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して市長（本部長）に報告する。

(3) 職員の動員配備

ア 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、市役所及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

イ 災害対策本部設置前の配備

地震災害に対処する本部設置前の配備は、次のとおりとする。

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

(ア) 災害対策本部設置前の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	1 市内で震度4を観測し、消防防災課長が必要と認めるとき 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）又は、同（巨大地震注意）が発表されたとき（自動配備）	災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。	消防防災課 都市建設課 農林水産課
災害即応体制	1 市内で震度5弱（自動配備） 2 千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報（自動配備） 3 東海地震注意情報（自動配備） 4 その他、被害が発生し、消防防災課長が必要と認めるとき	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌事務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。 なお、各課間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催することができる。	消防防災課 総務課 都市建設課 農林水産課 水道課 福祉課 市民課 学校教育課 生涯学習課 千葉県 （夷隅地域振興事務所）
<p>※配備の特例措置</p> <p>1 配備体制を強化する必要があると市長が認めるときは、より上位の配備体制を指示することができる。</p> <p>2 市長は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該課の配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。</p> <p>3 その他、各課の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとする。</p>			
※議会事務局には、連絡のみ行う。			

ウ 災害対策本部設置後の配備

地震災害に対処する本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

(ア) 災害対策本部設置後の配備

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
災害対策本部 第1配備	1 市内で震度5強（自動配備） 2 千葉県九十九里・外房に特別警報（大津波警報）（自動配備） 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）（自動配備） 4 内閣総理大臣が警戒宣言（自動配備） 5 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、総合的な対策を講じるため、市長（本部長）が必要と認めるとき （1）特に大きな被害が発生したとき （2）大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対応活動が行い得る体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関
災害対策本部 第2配備	1 市内で震度6弱（自動配備） 2 以下の（1）又は（2）に該当する場合で、市長（本部長）が必要と認めるとき （1）広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が甚大であるとき	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各班長が定める。	本部を構成する全ての市の機関

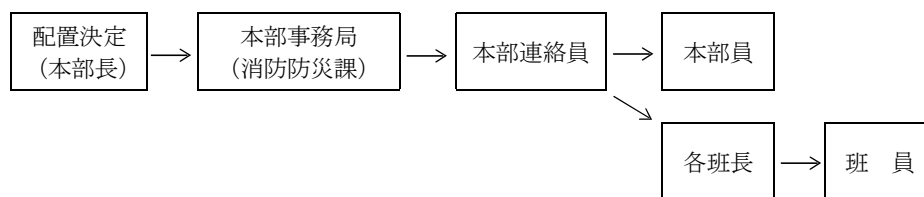
第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

災害対策本部 第3配備	1 市内で震度6強（自動配備） 2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合、市長（本部長）が全庁を挙げて災害対応が必要と認めたとき （1）広範囲にわたる災害が発生したとき （2）局地的災害であっても被害が甚大であるとき （3）大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	市全ての組織及び機能をあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	本部を構成する全ての市の機関
※配備の特例措置 1 配備体制を強化する必要があると市長（本部長）が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。 2 市長（本部長）は、災害の発生が局地的で活動の必要がないと認めるとき、又は、活動の必要がなくなったと認めるときは当該班長の意見を聴いての配備の指令をしないこと、又は配備を解くことができる。 3 班長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講じる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該班の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。			

(イ) 本部要員の動員方法

a 動員の伝達の系統

本部が設置された場合の本部長指令に基づく配備の伝達系統は次のとおりとする。



b 動員の伝達手段

市長（本部長）の配備決定に基づく職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

(a) 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」、口頭により行う。

(b) 勤務時間外

電話、防災行政無線、職員参集メール「かつうら防災行政メール」により行う。

(c) 動員の指令を受けた職員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無を問わず、できるだけ速やかに登庁しなければならない。

c 自主登庁又は自主参集

(a) 自主登庁

勤務時間外に大地震が発生し、上記による伝達が不可能な場合で、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害多大と判断される場合は、自主登庁するものとする。

特に、災害対策本部の活動体制を早期に確保するため、市庁舎から概ね4km圏内に居住する職員は、速やかに登庁するものとする。

ただし、交通手段の途絶等により市庁舎への登庁が困難な場合、最寄りの避難所等の市の施設に参集し、施設管理者と協力して災害対応に従事するとともに、所属長等

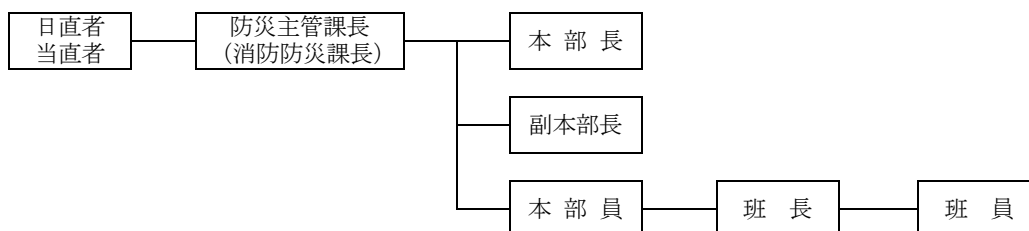
に状況を報告し、その後の対応等について指示を仰ぐ。

(b) 日直者、当直者の心得

日直者（市職員）、当直者（警備員）は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに消防防災課長にその旨を伝達する。

- ① 災害発生のおそれがある気象情報が関係機関から通報されたとき。
- ② 災害が発生し、応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(c) 消防防災課長は、日直者（市職員）、当直者（警備員）から情報の伝達を受けたときは、情報の内容その他の状況等を分析判断し、速やかに職員の動員等の措置を講じる。



(4) 職員の服務

全ての職員は、勤務時間外、休日等において災害が発生したときは、所属課長と連絡をとり、災害対策本部が設置されたときは、次の事項を遵守し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施する。

- ア 常に災害に関する情報及び災害対策本部の指示に注意すること。
- イ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民に誤解を招き、又は災害対策本部活動に支障が生じることのないよう厳重に注意しなければならない。
- ウ 配備体制が指令されたときは、万難を排して登庁すること。
- エ 常に所在を明確にしておき、正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁してはならない。

(5) 職員の応援・派遣

ア 市町村等への応援

(ア) 市長（本部長）は、災害対策基本法第68条の規定より近隣市町村等から災害応急措置実施のため応援の要請があった場合は、速やかに応援職員を選定し、派遣するものとする。

(イ) 前項により応援を命じられた職員は、応援先の市町村等の指揮のもとに行動する。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策実施のため職員の派遣を求める必要のあるときは、地方自治法第252条の17、もしくは災害対策基本法第29条の規定により行い、また、派遣のあつせんを求める必要のあるときは、災害対策基本法第30条の規定により行う。

ウ 職員の応援及び派遣に係る手続き

市長（本部長）は、災害対策基本法及び災害時における相互応援協定等に基づき、職員の応援及び派遣に係る手続きが迅速かつ円滑に行えるように、あらかじめ具体的に定めておく。

2 指定行政機関等の活動体制

主な担当	指定行政機関
------	--------

(1) 責務

ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、市、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

イ 防災上重要な施設の管理者

市の区域内の防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び市地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、市及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 活動体制

ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等は、それぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておく。

イ 職員の派遣

市長（本部長）は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

3 市災害対策本部と国・県及び防災関係機関との連携

主な担当	総務班
------	-----

災害の状況に応じ、市災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策実施に必要な連絡調整を行う。

また、県において現地災害対策本部を設置したとき、あるいは国において非常災害対策本部及び同現地対策本部、緊急災害対策本部及び同現地対策本部を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

勝浦海上保安署は、保安署の施設が使用不能になった場合、又は、津波の来襲が予想され、施設が使用不能になることが予想される場合、「大規模災害発生時における施設等使用に関する協定書」に基づき、市庁舎に必要な資機材を搬入し、会議室等に対策室を設置する。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 災害救助法の適用手続等

主な担当	総務班
------	-----

(1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は、災害に際して応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

(2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、市における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 市の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が50世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

イ 県の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、市の区域内の住家のうち滅失した世帯が25世帯以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

ウ 県の区域内で住家の滅失した世帯の数が県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたものであること。（法施行令第1条第1項第4号）

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 救助の実施機関

ア 知事は、本市に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市長（本部長）が行うこととすることができる。

ウ 市長（本部長）は、前記イにより市長（本部長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与

イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 学用品の給与

- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(5) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定基準

(ア) 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失、もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。

(イ) 住家の半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の損害割合が住家全体の20%以上50%未満のものである。

(ロ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記(ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

(イ) 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。

災害救助法の適用基準表

人 口	被 害 世 帯 数	
	1 号	2 号
19,248 人	50	25

注1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害（勝浦市の被災世帯数のみで判断）をいい、2号とは同条同項第2号の災害（都道府県―千葉県は2,500世帯―と勝浦市の被災世帯数で判断）をいう。

2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊（焼）世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1と換算する。

3 人口は国勢調査（平成27年10月1日）

(6) 災害救助法の適用手続

本市が行う災害救助法の適用手続きは、次のとおりである。

ア 災害に際し、市における災害が、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該

第2章 災害応急対策計画（第1節 災害対策本部活動）

当する見込みがあるときは、市長（本部長）は、直ちにその旨を知事（県本部事務局）に報告する。

イ 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づいて行うこととする。

ウ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないとき、市長（本部長）は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

第2節 情報収集・伝達体制

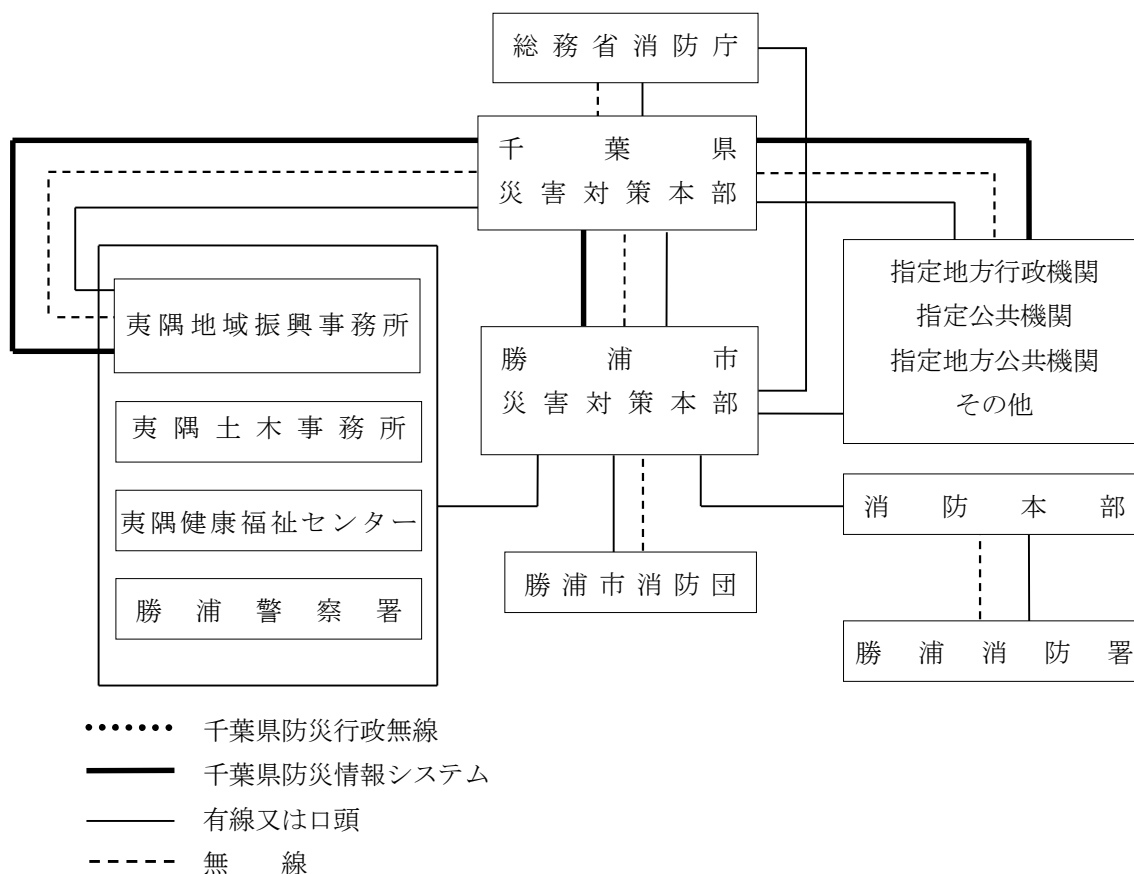
地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は緊密な連携のもと、災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

1 通信体制

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 通信連絡系統図

震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。



- (2) 市が所有する無線機等の運用
災害時には、次の通信手段を活用する。

主な通信手段		主な通信先
有線	一般加入電話・FAX	市～防災関係機関・住民
	災害時優先電話	
無線	県防災行政無線	市～県・防災関係機関・他市町村
	市防災行政無線（同報系）	市～防災関係機関・住民
	衛星携帯電話	市～災害現場・避難所
	IP無線機	
	デジタル簡易無線機	
	特定小電力無線機	
口頭	広報車	市～住民

消防防災課（本部統括班）は発災後直ちに通信施設や機器の機能の確認を行う。

停電、機器の故障等で通信に支障がある場合は、自家発電装置の運転や外部発電装置との接続等の必要な措置をとる。

ア 配備基準

無線機の配分は、無線機の確保状況、各班からの調達請求、災害対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配備計画を策定する。

イ 無線機の貸出

(ア) 無線機を必要とする場合は、無線機の種別、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配備計画に基づき、各班へ無線機を引き渡すものとする。

ウ 無線機の調達

災害の規模や各班の使用状況等で無線機が不足する場合は、関東総合通信局に対して要請するものとする。

(3) 各機関における通信連絡手段

区分	方法
市	<ol style="list-style-type: none"> 千葉県防災行政無線・千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 保有する防災行政無線（同報系）等を中心に、市の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共団体等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通信もしくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話㈱及び各施設管理者の協力を確保しておく。
県	<ol style="list-style-type: none"> 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話㈱の加入電話（災害時優先電話の利用を含む。）、孤立防止対策用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、総務省消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。

勝浦警察署	警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県内各警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
消防本部	1 消防無線等を活用して消防署、消防団等各防災関係機関と情報連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。
その他の防災機関	1 それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。 2 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。

(4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」

ア 災害時優先電話

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめ東日本電信電話(株)に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。

イ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話(株)に依頼することとし、非常扱い電報（緊急扱い電報）である旨を告げるものとする。

(5) 通信施設が使用不能となった場合における他の通信施設の利用

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る（災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条）。

ア 関東地方及び千葉県地区非常通信協議会の構成機関の無線局

- (ア) 警察通信施設（勝浦警察署）
- (イ) 海上保安庁通信施設（勝浦海上保安署）
- (ウ) 東日本電信電話(株)千葉事業部通信施設
- (エ) 日本赤十字社千葉県支部通信施設

イ 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）

ウ 上記以外の機関又は個人の無線局（新勝浦市漁業協同組合無線局、アマチュア無線局など）

(6) 全ての通信施設が途絶した場合における措置

全ての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使者をもって連絡するものとする。

(7) 被災通信施設の応急対策

ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。

イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

(8) 非常通信の利用方法

ア 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。

- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (ク) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。

ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

(9) 関東地方非常通信協議会

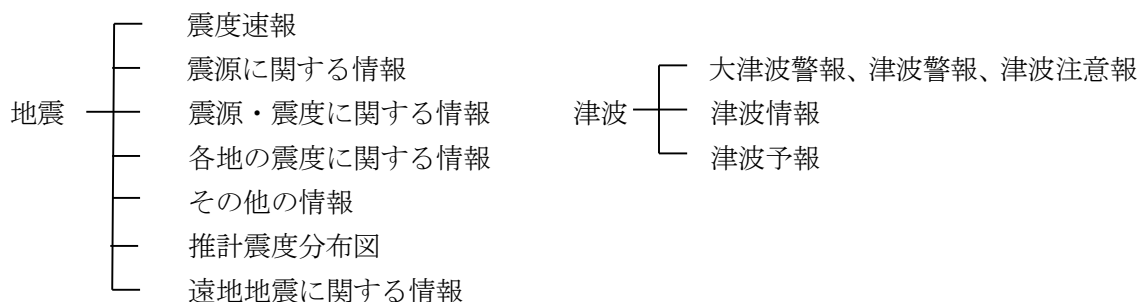
非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

2 気象官署の地震・津波に関する警報及び情報

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 情報等の種類



(2) 地震情報等の発表

ア 地震情報

(ア) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を速報する。

千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表する。

(イ) 震源に関する情報

震度3以上で発表する（大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない。）。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加する。

(ウ) 震源・震度に関する情報

以下のいずれかを満たした場合に発表する。

- ・震度3以上
- ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時
- ・若干の海面変動が予想される場合
- ・緊急地震速報（警報）を発表した場合

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。

(エ) 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表する。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。

(オ) その他の情報

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表する。

(カ) 推計震度分布図

震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。

観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表する。

(キ) 遠地地震に関する情報

国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等に発表する。

- ・マグニチュード7.0以上。
- ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合。

地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表する。

日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表する。

(ク) 各情報に用いる震度について

各情報の作成に用いる千葉県内の震度は、千葉県（74ヶ所）、気象庁（20ヶ所）、防災科学技術研究所（11ヶ所）、千葉市（5ヶ所）、松戸市（1ヶ所）により設置された震度計のデータを用いている（平成31年4月1日現在）。

(3) 津波に関する情報の発表

ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、大津波警報、津波警報又は津波注意報が発表される。

勝浦市は、「千葉県九十九里・外房」に属しており、気象庁本庁が担当する。

<津波警報等の種類と発表される津波の高さ等>

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と とるべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまでは安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまでは海に入ったり海岸に近づいたりしない。

* 大津波警報は特別警報に位置づけられている。

イ 津波情報

津波警報を公表した場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを合わせて発表される。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 [*] や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は「巨大」や「高い」という言葉で発表。 [*] この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（※1）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第一波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

<最大波の観測値の発表内容>

発表中の津波警報等	観測された津波の高さ	内容
大津波警報	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第一波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が公表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）及び「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、その旨が津波予報として発表される。

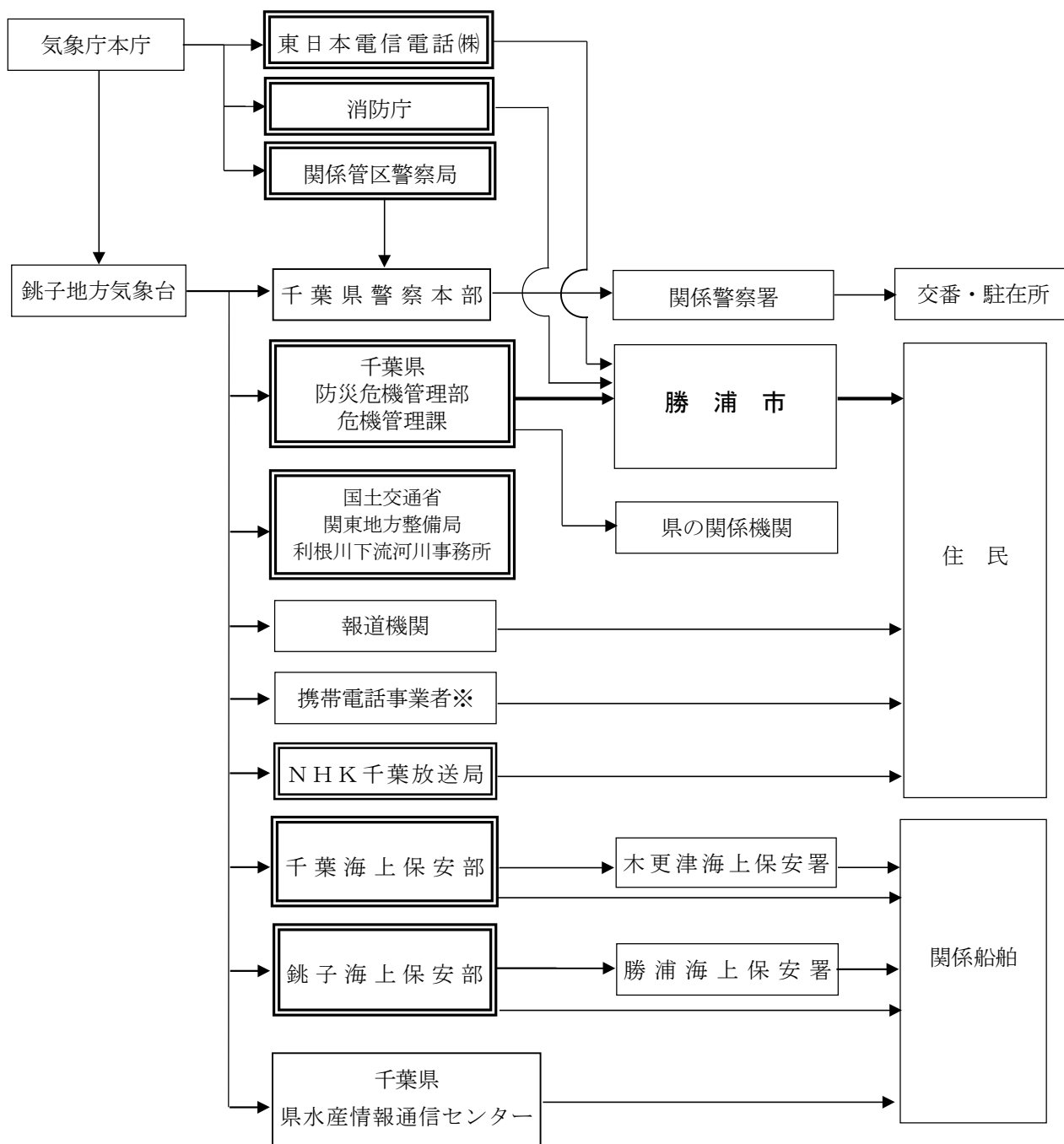
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急でやむを得ないとき、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

(5) 受伝達系統等

津波警報等伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 - 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 - 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象庁防災情報提供システム」等により行う。
 - 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びN T T公衆回線等で行う。
- ※緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

3 関係機関における措置

主な担当	総務班
------	-----

区分	内容
市	市は、災害原因に関する情報及び重要な注意報、警報について県、警察署又は東日本電信電話㈱から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内のその他の公共団体等や自主防災組織等に通報する。住民もしくは警察官又は海上保安官から異常現象の通報を受けた場合は気象庁（銚子地方気象台）その他関係機関に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報、警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通知又は通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
勝浦警察署	1 津波警報等の通報を受けた警察本部長は、勝浦警察署長を通じて市長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。 2 勝浦警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消防本部	消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
関東地方測量部	関東地方測量部は、災害時に被災状況等を把握するため、地理空間情報及び地殻変動情報を提供する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、気象業務法に基づき、津波警報等を県、警察、NHK千葉放送局及び関係機関に通報する。
海上保安庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東日本電信電話㈱	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放送機関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

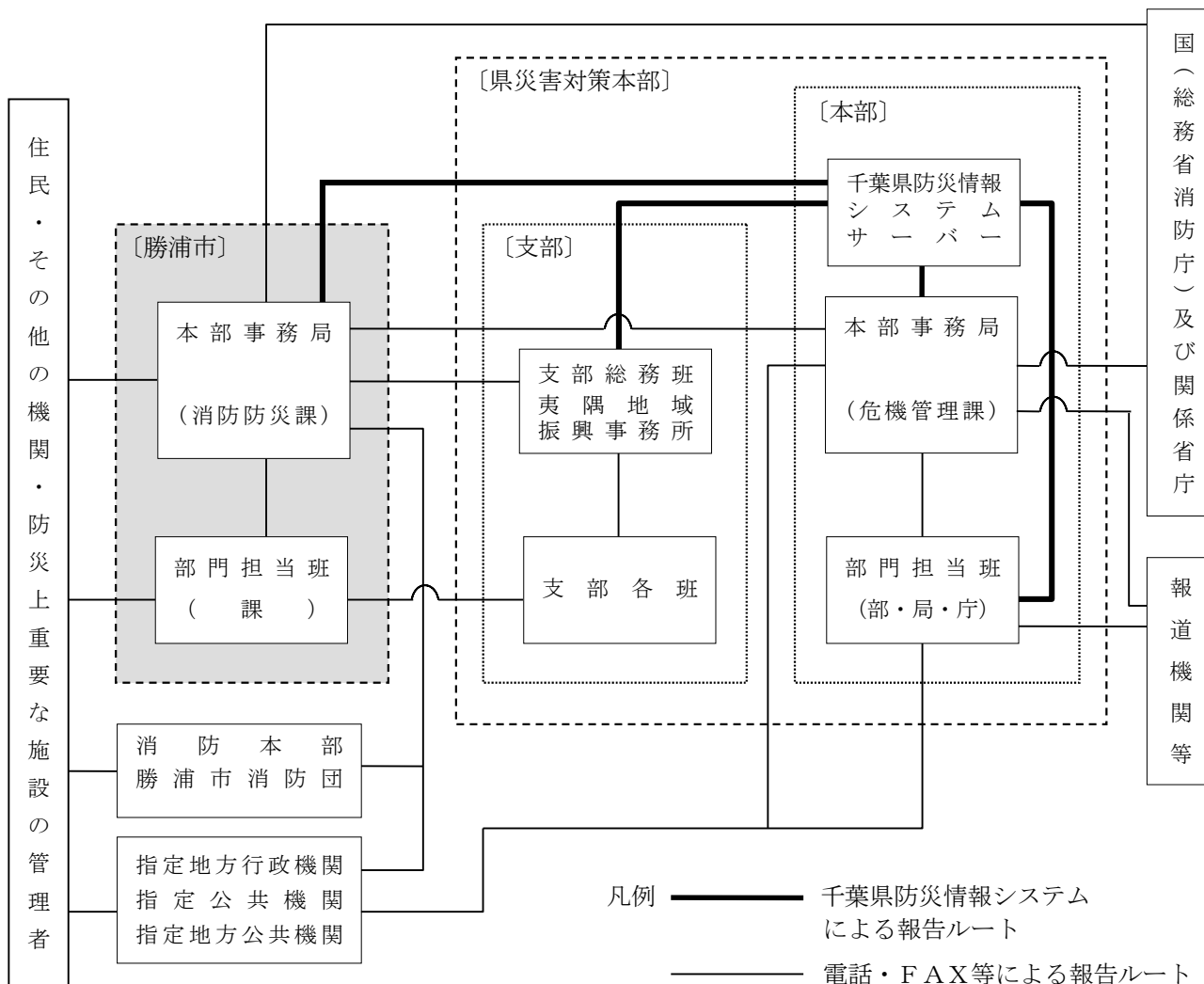
4 被害情報等収集・報告

主な担当	全班
------	----

被害情報等の迅速かつ的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。このため、市、県及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行う。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(2) 報告すべき事項

ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、県本部事務局（危機管理課）へ報告する。

- (ア) 市内で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (イ) 市内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。
- (ウ) 市内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。
- (エ) 市に災害対策本部が設置された場合。
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると県本部事務局（危機管理課）が認めた場合。
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。
- (キ) 上記以外であって、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。

イ 報告の種別等

県本部事務局（危機管理課）への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報

共有要綱」に定めるところによる。

ウ 市が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
 - (イ) 災害が発生した日時
 - (ウ) 災害が発生した場所又は地域
 - (エ) 被害の状況
 - (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - b 主な応急措置の実施状況
 - c その他必要事項
 - (カ) 災害による住民等の避難の状況
 - (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
 - (ク) その他必要な事項
- (3) 各機関が実施する情報収集・報告

ア 市

災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに千葉県総合防災情報システム及び電話、FAX又は県防災行政無線により県本部事務局（危機管理課）に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、国（総務省消防庁）に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。「震度5強」以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日改正）」により被害の有無を問わず、第1報等について県と合わせて国（総務省消防庁）に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と合わせて、県に連絡するものとする。また、市は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

(ア) 被害情報の収集

- a テレビ、ラジオ等により地震情報を収集する。
- b 県及び防災関係機関から災害情報等を収集する。
- c 各地区の被害状況を消防団、自主防災組織等から収集する。
- d 関係団体の協力を得て、被害状況を把握する。
- e 災害対策本部設置前にあつては、各課等の長は、関係施設の被害状況について消防防災課に報告する。災害対策本部設置後にあつては、対策本部各班長は、関係施設の被害調査を実施し速やかに情報収集・電話対応班へ報告を行う。

(イ) 県等への被害報告

イ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、市、県及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集にあつては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

ウ 県警察の情報収集・報告要領

(7) 警察本部長及び勝浦警察署長は、市長（本部長）又は知事その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、概ね次の事項について行う。

- a 震災発生の日時、場所
- b 被害発生概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
- c 避難者の状況
- d 交通規制及び緊急交通路の要否
- e ライフラインの状況
- f 治安状況及び警察関係被害
- g その他震災警備活動上必要な事項

(イ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、必要に応じて、市長（本部長）又は知事その他関係機関に通報する。

(ウ) 警察本部長及び勝浦警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

(4) 収集報告にあたって留意すべき事項

ア 発災初期の情報収集にあたっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

イ 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。

ウ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。

エ 情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくものとする。特に発災初期の情報は、消防団、区、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。

オ 被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、速やかに県等に応援を求めて実施する。応援を要請する際には、できる限り応援要求内容を明確化する。

カ 罹災世帯・罹災人員等の把握にあたっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

(5) 報告責任者の選任

被害情報等の報告に係る責任者は、次のとおりとする。

	所掌事務	市
総括責任者	市、県及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	消防防災課長
取扱責任者	市、県及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取扱う。	防災管理監

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における県及び国への連絡方法

ア 夷隅地域振興事務所

(7) 県防災行政無線

電 話 508-721 (地上系) 012-508-721 (衛星系)
 508-723 (地上系) 012-508-723 (衛星系)
 F A X 508-722 (地上系)

(1) 一般加入電話

電 話 0470-82-2211
 F A X 0470-82-4164

イ 千葉県

(7) 県防災行政無線

電 話 500-7320 (地上系) 012-500-7320 (衛星系) (県危機管理課)
 F A X 500-7298 (地上系) 012-500-7298 (衛星系) (")

(1) 一般加入電話

電 話 043-223-2175 (県危機管理課)
 F A X 043-222-1127 (")

ウ 総務省消防庁

(7) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49013 (地上系) 048-500-90-49013 (衛星系) (消防庁応急対策室)
 F A X 120-90-49033 (地上系) 048-500-90-49033 (衛星系) (")

(1) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527 (消防庁応急対策室)
 F A X 03-5253-7537 (")

(8) 勤務時間外における県及び国への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、県（危機管理課）又は国（総務省消防庁）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 千葉県

(7) 県防災行政無線

電 話 500-7225 (地上系) 012-500-7225 (衛星系) (県防災行政無線統制室)
 F A X 500-7110 (地上系) 012-500-7110 (衛星系) (")

(1) 一般加入電話

電 話 043-223-2178 (県防災行政無線統制室)
 F A X 043-222-5219 (")

イ 総務省消防庁

(7) 消防防災無線（県防災行政無線を使用）

電 話 120-90-49102 (地上系) 048-500-90-49102 (衛星系) (消防庁宿直室)
 F A X 120-90-49036 (地上系) 048-500-90-49036 (衛星系) (")

(1) 一般加入電話

電 話 03-5253-7777 (消防庁宿直室)
 03-5253-7553 (")

5 災害時の広報

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広報活動要領

市、県及び防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

(2) 広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

(ア) 人及び家屋関係

(イ) 公益事業関係

(ウ) 交通施設関係

(エ) 土木港湾施設関係

(オ) 農林水産関係

(カ) 商工業関係

(キ) 教育関係

(ク) その他

エ 応急対策活動に関する情報

(ア) 水防、警備、救助及び防疫活動

(イ) 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

(ウ) その他住民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 市外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

(3) 広報方法

ア 一般広報活動

(ア) 防災行政無線、広報車等を利用した広報

巡回広報を行う場合は、広報要員の安全確保を図った上で実施する。

(イ) 広報誌、チラシ、ポスター、掲示板等を利用した広報

(ウ) テレビ、ラジオの広報番組を利用した広報

(エ) インターネット（市ホームページ、防災アプリ「かつうらメイト」など）を活用した広報

(オ) 千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、情報の提供方法について、インターネットやメール等の活用についても検討する。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

災害等のため、市の保有する通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告を行う必要がある場合には、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて

要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

報道機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会 千葉放送局（放送）	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	500-9701	500-9702	043-231-3100	043-231-4999
(株)バイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7841	043-351-7870
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-7622	03-3287-7696

第3節 地震・火災避難計画

地震時には建物倒壊や延焼火災の拡大等の発生により、多くの地域で住民等の避難を要する可能性がある。このため、安全な場所へ避難するために必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命及び身体の安全の確保に努める。なかでも避難行動要支援者等の安全避難については特に留意する。

1 計画内容

主な担当	被災者救援班
------	--------

地震災害において、危険な地域の住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、避難者を、一時的に学校、集会所等の施設又は仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府防災担当 平成25年8月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県 平成29年7月）、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」（千葉県 令和2年6月）に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2 実施機関

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 避難の勧告又は指示

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長（本部長）を中心として、相互に連携をとり実施する。

- ア 市長（災害対策基本法第60条）
- イ 知事（災害対策基本法第60条）
- ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- エ 水防管理者（市長〔水防法第29条〕）
- オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- カ 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官（その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕）

(2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や集会所等に避難所を設置する。

- ア 避難所の設置は、市長（本部長）が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

3 避難の勧告又は指示等

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2(1)に掲げる者は、関係法令の規定に基づき、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

ア 市長（本部長）の措置

市長（本部長）は、火災、がけ崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長（本部長）が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を当該市長（本部長）に代わって実施する。

イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市長（本部長）が措置をとることができないと認めるとき、又は市長（本部長）から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫しているとき自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に避難のための立退きを指示する。

ウ 自衛官の措置

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事等は地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫しているとき認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。

(2) 避難の勧告又は指示の内容

市長（本部長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 避難の勧告又は指示の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組合せるよう努める。

- (ア) 市防災行政無線（戸別受信機を含む）
- (イ) 広報車
- (ウ) サイレン又は警鐘
- (エ) ツイッター等のSNS
- (オ) 電話、FAX
- (カ) 登録制メール「かつうら防災行政メール」
- (キ) 防災アプリ「かつうらメイト」
- (ク) ラジオ放送（コミュニティFMを含む）
- (ケ) その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

市、県、警察本部、自衛隊及び第3管区海上保安本部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

4 避難誘導等

主な担当	被災者救援班、消防本部、消防団、警察
------	--------------------

市職員、警察官、消防職団員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難場所等への誘導に努める。誘導にあたっては、できるだけ区や自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「一時津波避難場所」「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。

市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始情報の発令等と合わせて避難所及び避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿は、本人の同意を得た上で、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、区や自主防災組織等の市地域防災計画で定める関係者へ提供し、避難支援体制の整備に努める。

5 避難所の開設と運営

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及

び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、ペット対策及び感染症対策などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市長（本部長）は災害の状況に応じて開設する避難所を決定する。

避難所の開設が決定された場合は、施設管理者へ連絡し、開設のための職員を派遣する。派遣された職員は（以下「避難所職員」という。）施設管理者と協力して避難者の受入れの準備を行う。

市は、災害種別に応じた施設を避難所として開設する。避難所の受入能力が不足する場合は、野外テントや応急仮設住宅の設置、旅館やホテル等の借上げ等を検討し、多様な避難所の確保に努める。

住民は避難所へ避難する際は、居住地から最寄りの避難所へ避難する。

(2) 避難者の受入れ

避難所職員は施設管理者等と協力して、避難スペースの案内、施設利用の注意、避難者の要望聴取等を行う。

また、避難所職員は区や自主防災組織など地域団体ごとの受入れ、スペースの案内ができるよう配慮に努める。

各避難所の統括者（被災者支援班長）は避難者の状況及びニーズを把握して、必要に応じた措置をするとともに、その措置内容を記録する。

(3) 避難所の運営

住居の被災又は、危険性が解消せず、避難生活が長期化する場合は、次のように避難所の運営を行う。

ア 避難所運営体制の確立

区や自主防災組織を中心として避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を立ち上げ、避難者自らが避難所の運営を行い、避難所職員及びボランティア等はこれの支援を行う。

また、運営にあたっては男性だけでなく、女性の参画を求めるとともに性別での役割の固定化や、役割分担に偏りがないように配慮する。

避難所職員は、県が策定した「災害時における避難所運営組織の手引き」、「災害時における避難所運営の手引き～新型コロナウイルス感染症への対応編～」及び「勝浦市避難所運営マニュアル」等に基づき、運営委員会の組織やルールづくり等を支援する。

なお、学校にあつては、教育活動が早期再開のため、「震災時における実動計画（実動マニュアル）」を参考とする。

○避難所の運営の役割分担

避難所職員	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部との連絡調整 ○避難者への広報 ○施設管理者との連絡調整 ○避難所記録の作成
避難所運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○運営方針や生活ルールの決定 ○避難世帯（者）の記録 ○食料・物資の配布

	○清掃 ○要望のとりまとめ
--	------------------

イ 避難所事務室の開設

避難所職員は、避難所に避難所事務室を開設し運営の支援の拠点とする。

ウ 避難者の記録

避難所職員は、運営委員会の協力を得て、避難世帯（者）の名簿等を作成し、避難者の把握を行う。

避難所の運営状況について、避難所の運営記録を作成し、1日1回災害対策本部へ報告する。病人の発生、その他特別な事情がある場合は、必要に応じてその都度、報告するものとする。

エ 健康管理

市は、避難者の健康を状態や避難所の衛生状態を保持するため、医療救護班を派遣し、健康管理等の指導を行う。

運営委員会はゴミ捨てや清掃のルールを定め、定期的に清掃を行う。

食中毒の予防のため、食料の管理、炊事場の清掃、炊き出し時の衛生管理を徹底する。

オ 避難所広報

避難所職員は、避難者への情報を掲示板への掲示やチラシの配布、館内放送等により行う。

カ 防犯対策

避難所職員は、避難所において外来者の受付を記録する。

運営委員会と協力して就寝場所やトイレ等の巡回警備を行う。必要に応じて警察官の派遣を要請し、警察官と連携して、避難地域の安全確保と犯罪の防止に努める。

キ ペット対応

ペットは原則として避難所の居住スペースには入れない。運営委員会において受入れ場所を決めるとともに、飼い主が世話をし、他の避難者とトラブルにならないようルールを定める。

ク 市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ケ 市は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

6 在宅避難者等への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 在宅避難者

在宅避難者や、やむを得ない事情により避難所に滞在できず、車中やテント泊をしている避難者の所在地、ニーズの把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保険医療サービスの提供、情報の提供等、必要な支援を行う。

特に車中泊をしている避難者に深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のための健康相談や保健指導を実施する。

7 安否情報の提供

主な担当	被災者救援班、消防本部、警察
------	----------------

市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

- (1) 被災者の安否情報の照会があった場合には、照会者、照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由を確認する。この際、照会者に対して運転免許証等により当該照会者が本人であることを確認する。
- (2) 当該照会が不当な目的によるものと認められる場合などを除き、照会者と当該被災者の間柄に応じて、避難者名簿、被災者台帳等に基づき、適当と認められる範囲の安否情報を提供することができる。
- (3) 上記にかかわらず、照会に係る被災者の同意がある場合には、照会に係る避難者の居所、死亡・負傷等の状況など情報を提供することができる。
- (4) 被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

8 広域避難

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所が多数で市内の避難所に収容できない場合は、近隣市町村及び県に対して市外への広域避難を要請し、受入先の自治体との調整及び移送方法について検討する。

9 避難所の集約及び避難所の解消等

主な担当	本部統括班、被災者救援班
------	--------------

避難生活の改善及び施設の本来の機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難所の集約及び解消を図る。

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。

住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応するものとする。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

1 津波警報等の伝達

主な担当	本部統括班
------	-------

(1) 県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた市は、気象庁の津波警報等を覚知した場合もしくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、あらかじめ定めてある避難指示（緊急）の発令基準に基づき、住民等に対して直ちに避難を指示するなど、迅速かつ的確な伝達を行う。

また、住民等への津波注意報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行うものとする。

ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示（緊急）等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動にとりかかることができるよう工夫する。

イ 住民等が即座に避難行動にとりかかるため、あらゆる広報伝達媒体（防災行政無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。

エ 走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、県及び放送事業者と連携し、避難指示（緊急）等の伝達に努める。

(2) 河川・海岸地域では、市、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(3) 海岸線付近の観光地、海水浴場等の管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と協調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

(4) 港湾関係機関、漁港管理者、漁業協同組合等は、相互に協調を図り、港湾、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

2 住民等の避難行動

主な担当	被災者救援班
------	--------

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、気象庁の津波警報等の発表や市からの避難指示（緊急）の発令を待たずに、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

また、避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんなで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行う。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

3 住民等の避難誘導

主な担当	被災者救援班、消防本部、消防団、警察
------	--------------------

(1) 市は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波避難対策推進マニュアル検討会報告書」などを参考に作成した「津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導することとする。また、住民等の避難誘導にあたっては、避難行動要支援者の支援も考慮し行うものとする。

(2) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、自動車で安全かつ確実に避難ができる方策をあらかじめ検討するものとする。

(3) 住民等の避難誘導にあたる消防職員、警察官、市職員などは、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で、行うものとする。

消防団員は、「勝浦市消防団安全管理マニュアル」に従い、自分の身の安全を最優先した上で、可能な範囲で避難誘導を行う。

また、区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、市の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

(4) 避難施設

沿岸部の勝浦地区と興津地区において、指定避難所・避難場所以外に、宿泊施設や民間マンション等と津波避難ビルの協定を締結している。また、地域と共同で一時避難場所を定めている。

<資料2-3 津波避難ビル一覧表>

<資料2-4 一時避難場所（津波避難場所）一覧表>

第5節 要配慮者等の安全確保対策

地震時には、津波の発生や延焼火災の拡大等により、住民の避難を要する地域が数多く発生することが予想される。安全な場所への避難のために必要な措置をとり、被災者の生命及び身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする避難行動要支援者については、国が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（内閣府 平成25年8月）等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

1 避難誘導等

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難勧告等を発令した場合は、市と関係者が連携し、避難支援プラン（個別計画）に基づき、避難誘導を行う。

(1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行う。

ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講じる。

イ 危険な場所には、表示、縄張り等を行うほか、状況により誘導員を配置する。

ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者等は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による搬送を行う。この場合、ロープ等の資材を利用して搬送中の安全を期する。

エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば区や自主防災組織等の単位で行う。

オ 避難行動要支援者等の状態や特性に応じて適切な避難誘導を行うとともに、市職員及び自主防災組織等による避難確認を行う。

(2) 避難順位

避難誘導は、移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、概ね次のとおりとする。

ア 介護を要する高齢者及び障害者

イ 病弱者

ウ 乳幼児及びその母親・妊婦

エ 高齢者・障害者

オ 児童生徒

(3) 緊急入所等

市は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行う。

2 避難所の開設、要配慮者への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 避難所の開設は、第3節の「地震・火災避難計画」による。

市及び県は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置

イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請

ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

(2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財)ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センターを設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

3 福祉避難所の設置

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市長（本部長）が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(2) 本市限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

4 避難所から福祉避難所への移送

主な担当	被災者救援班
------	--------

避難所における要配慮者等の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じ、福祉避難所への安全な移送を行う。なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難

所生活が困難な場合においても、福祉避難所への移送を検討する。

福祉避難所を設置する施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者等の移送に利用可能な車両等、移送手段を確保する。市や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者等の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者等の避難支援や、避難所から福祉避難所への移送時の支援について働きかける。

<資料5-1 市有車両一覧表>

5 被災した要配慮者等の生活の確保

主な担当	医療救護班、被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------------

応急仮設住宅への入居については、要配慮者を優先して行うよう配慮するとともに、要配慮者等に配慮した応急仮設住宅の設置等について検討する。

また、災害によるショックや避難生活の長期化に対応するため、避難所等における社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による巡回相談等の実施に努める。

- (1) 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- (2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生に伴い、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び関係機関は、これらの災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にするため全力を尽くす。

1 消防活動

主な担当	総務班、消防本部、消防団
------	--------------

(1) 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防ぎょ活動を消防本部、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

(2) 活動方針

震災時には、住民の生命及び身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

消防団を含め消防機関においては、消防活動の実施にあたり、常に安全に対する配慮を行いながら任務を遂行しなければならない。

また、津波による火災、消防拠点施設又は消防活動用資機材等の流出、がれき等による道路閉塞、浸水による消防車両の通行困難などの事態を想定し、対応を検討する。

(3) 活動の基本

ア 消防本部

(ア) 避難場所、避難路確保の優先

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難路確保の消防活動を行う。

(イ) 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ延焼拡大危険要素が高い地域を優先に消防活動を行う。

(ロ) 消火の可能性が高い火災の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消火活動を行う。

(ハ) 市街地火災の優先

工場、危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中した活動にあたる。

(ニ) 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(ホ) 要員の安全確保

イ 消防団

(ア) 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し

出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

(イ) 消火活動

消防隊の出動不能もしくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は消防隊と協力して行う。

(ウ) 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

(エ) 避難誘導

避難の指示、勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、自らの安全を確保した上で、住民を安全に避難させる。

ウ 勝浦海上保安署

(ア) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに人命救助並びに消火活動を実施する。

(イ) 火災船舶を安全な海域に沖出し、曳航又は処分等の措置を講じる。

(4) 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、消防本部は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及びその具体的なマニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（平成14年7月）に定めるところにより、迅速な消防相互応援を実施する。

また、これらの応援活動が円滑に行われるよう、各種会議の開催や合同訓練の実施を通じ、県内消防機関相互の連携の強化に努める。

2 救助・救急

主な担当	総務班、消防本部、警察、海上保安署
------	-------------------

(1) 活動体制

消防本部、勝浦警察署及び勝浦海上保安署は、それぞれの活動方針に基づき、関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

(2) 救助・救急活動

機 関 名	項 目	対 応 措 置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重傷者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。 (2) 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。 (3) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (4) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

第2章 災害応急対策計画（第6節 消防・救助救急・医療救護活動）

	救急搬送	<ol style="list-style-type: none"> 1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じて日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救急隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
勝浦警察署		<ol style="list-style-type: none"> 1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、日赤救護班に引き継ぐか、車両及び航空機を利用して速やかに医療機関に収容する。
第三管区海上保安本部 勝浦海上保安署		<ol style="list-style-type: none"> 1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

3 水防活動

主な担当	本部統括班、生活基盤対策班、消防本部、消防団
------	------------------------

震災発生時における水防上必要な事項は、風水害等編第2章第3節「水防計画」によるものとし、特に定めのない場合は、千葉県水防計画に準ずるものとする。

なお、水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう留意する。

4 危険物等の対策

主な担当	消防本部、危険物取扱事業者
------	---------------

(1) 石油類等危険物貯蔵所及び取扱所等の応急措置

消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置

イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策

ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定

エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(2) 危険物等輸送車両の応急対策

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
勝 浦 警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部 勝 浦 海 上 保 安 署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 1 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 必要に応じ、危険物とう載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止
日 本 貨 物 鉄 道 株	危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、日本貨物鉄道株における応急措置要領（危険品貨物異常時応急処理ハンドブック）に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。

5 医療救護

主な担当	医療救護班
------	-------

(1) 関係者とその役割

ア 住民

- (ア) 災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- (イ) 災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を的確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- (ウ) 自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

イ 市

- (ア) 発災時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- (イ) 地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- (ウ) 発災時には救護本部を設置し、県の災害医療本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。

- (エ) 前記(ア)(イ)(ウ)のほか、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

救護班編成

編成区分	編成可能班数	1班の構成人員	
勝浦診療所	1個班	医師	1名
		看護師	1名
		事務員	1名
		運転者	1名

ウ 医療機関

- (ア) 発災時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- (イ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (ウ) 発災時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。
- (エ) 災害拠点病院は、発災時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。
また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平常時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。
- (オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

エ 関係団体

- (ア) 市及び県における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。
- (イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。
- (ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。
- (エ) 発災時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、市、県、関係機関等と連携して活動する。

(2) 発災時の活動

ア 指揮と調整

- (ア) 県は災害医療本部を、市は救護本部を勝浦診療所に設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、夷隅健康福祉センターに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。
- (イ) 災害医療本部長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療本部の活動を統括する。
- (ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

- (エ) 災害医療本部内にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。
- (オ) 災害医療本部内にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、夷隅健康福祉センター等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。
- (カ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療本部内の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。
- (キ) 市長（本部長）は、必要に応じて、夷隅健康福祉センターに対し、合同救護本部に支援や調整を求めることができる。

イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症又は悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

ウ 情報の収集と提供

市及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市長（本部長）は、市の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 知事は、市長（本部長）からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は市の傷病者等に対する医療救護活動を行う。

オ 医療機関の役割分担と患者受入先の確保

- (ア) 傷病者等の受入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受入先をあらかじめ各地域で検討し、発災時の速やかな受入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。

(エ) 搬送先の確保を要請された市の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、災害医療本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた災害医療本部は搬送先の確保に努める。

カ 傷病者等の搬送

大規模災害発生時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平常時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

(ア) 市は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。

(イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

(ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市長（本部長）又は知事に要請する。

(エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市が、医療救護所から医療機関へは市及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。

(オ) 住民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

キ 応援要請

(ア) 市長（本部長）は、必要に応じて、勝浦診療所の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講じる。

(イ) 知事は、必要に応じて、DMAT及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講じる。

ク 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

発災時における医薬品等の確保については、原則として以下のとおりとする。

(ア) 市は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に提供を要請する。

(イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、合同救護本部を通じて、災害医療本部に供給を要請する。

(ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市の要請に応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。

(エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

ケ 血液製剤の確保

(ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。

(イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字社本社に供給を要請する。

コ 地域医療体制への支援

市又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本

部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、知事は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

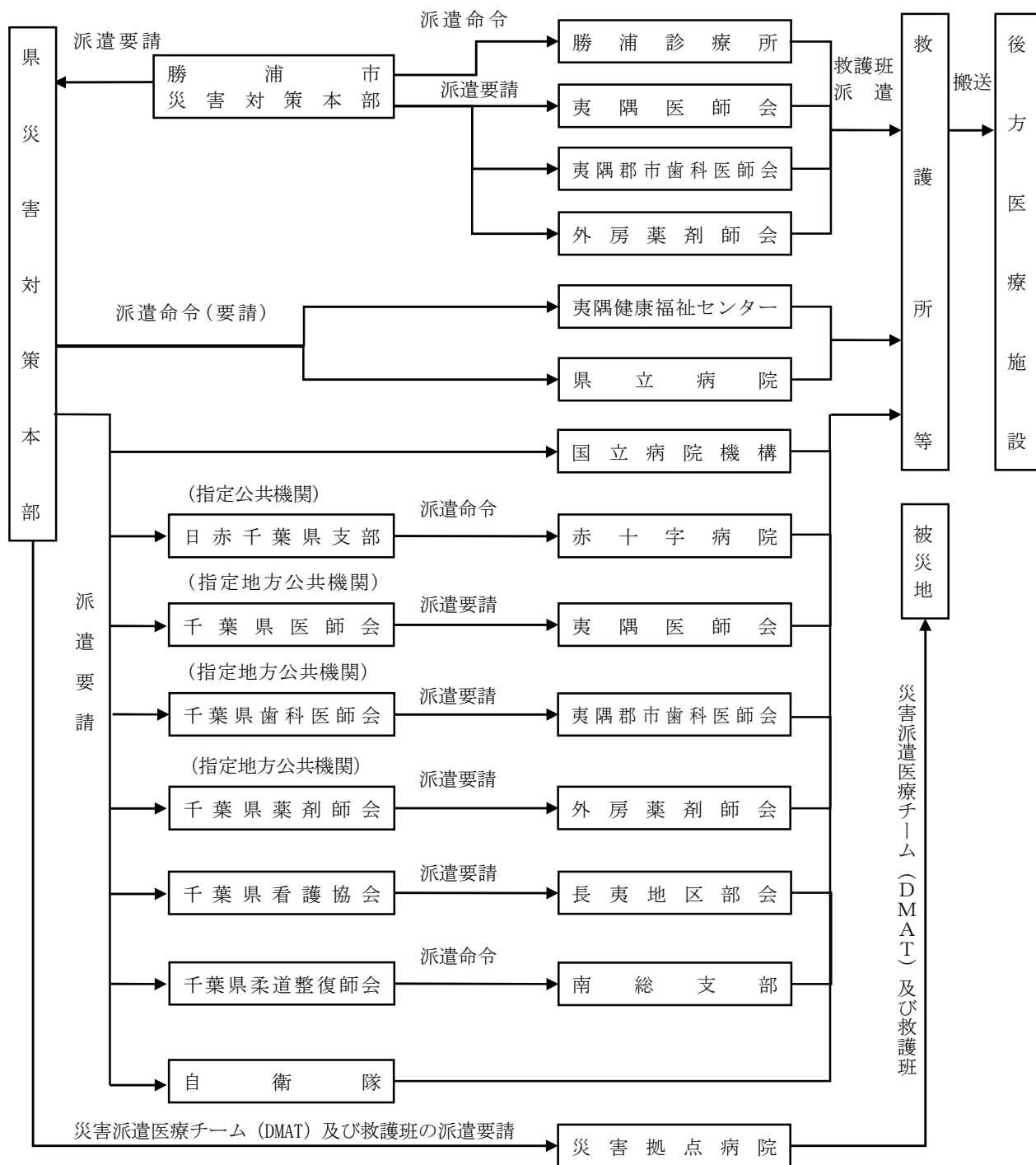
災害拠点病院

保健医療圏	機関名	種別	所在地	指定年月日
山武長生夷隅	東千葉メディカルセンター	地域	東金市	平成26年4月1日
安房	医療法人鉄蕉会亀田総合病院	基幹	鴨川市	平成8年8月20日
〃	社会福祉法人太陽会安房地域医療センター	地域	館山市	平成20年4月1日
市原	千葉県循環器病センター	地域	市原市	平成8年8月20日
〃	帝京大学ちば総合医療センター	地域	〃	平成8年8月20日
〃	独立行政法人労働者安全機構千葉労災病院	地域	〃	平成29年4月1日
君津	国保直営総合病院君津中央病院	基幹	君津市	平成8年8月20日

<資料4-1 市内医療機関一覧表>

<資料4-2 市内薬局一覧表>

医療救護体制の体系図



第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

地震・津波災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について各関係機関は次の措置をとり、万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被災者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

1 災害警備計画

主な担当	警察
------	----

(1) 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

(2) 警備体制の発令

警察本部及び勝浦警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等

イ 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合及び東海地震注意情報が発表された場合等

ウ 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、複合災害が発生した場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等

(3) 警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、死体の収容

シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

2 交通規制計画

主な担当	警察、消防本部、自衛隊
------	-------------

大規模な地震・津波災害が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を、交通情報提供板等の活用及び道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て広く周知に努める。

(1) 公安委員会の交通規制

ア 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 公安委員会は、県内又は隣接・近接都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(2) 勝浦警察署長の交通規制

勝浦警察署長は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(3) 警察官の交通規制等

ア 警察官は、道路の損壊、交通事故の発生及びその他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等やむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 警察官は、通行禁止区域等（前記(1)イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、災害対策基本法第76条の3第1項の規定により、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命じることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命じることができないときは、災害対策基本法第76条の3第2項の規定により、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他物件を破損することができる。

(4) 自衛官及び消防職員の措置命令・措置等

ア 自衛官及び消防職員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記(3)イの職務の執行について行うことができる。

イ 自衛官等は、前項の命令をし、又は措置をとったときは、直ちにその旨を勝浦警察署

長に通知する。

3 交通規制の指針

主な担当	警察
------	----

- (1) 被災地域における交通の混乱を防止し、円滑な災害対応策活動を図るため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (2) 交通規制の対象となる道路は、主として本節「4 緊急輸送」に定める「千葉県緊急輸送道路一次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。
- (3) 前記2(1)イの緊急交通路の確保は、高速自動車国道、自動車専用道路その他幹線道路を優先して行う。
- (4) 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。
- (5) 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。
- (6) 直下型地震に対する交通規制計画
南房総地域における直下型地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」に基づき行う。
- (7) 交通規制を実施するときは、道路法、道路交通法もしくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

4 緊急輸送

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

県は、災害発生時の被災者の救援・救護活動及び緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、漁港、臨時ヘリポート等の輸送施設や輸送拠点を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めている。

市は、県の定めた緊急輸送ネットワークと有機的に連携できるよう災害対策拠点施設、備蓄物資集積拠点、避難所等を結ぶルートを経済時輸送ルートとして指定する。また、物資の集積拠点として屋根付の仮スペースの確保に努める。

(1) 緊急輸送道路

県は、隣接都県との連携強化、広域的な緊急輸送等に資する高速道路、一般国道及び主要な県道や港湾・空港等に通じる主要な市町村道等を一次路線と、また一次路線を補完し市町村役場等を相互連絡する県道等を二次路線と、あらかじめ千葉県緊急輸送道路を機能別に分類している。

市内における千葉県緊急輸送道路は、次のとおりである。

機能	路線種別	路線名	起 点	終 点	管 理 者	備 考
一次路線	国	一般国道 128 号	御宿町境	鴨川市境	県	
	国	一般国道 297 号	勝浦市墨名	大多喜町境	県	
二次路線	国	一般国道 128 号	勝浦市串浜	勝浦市部原	県	
	県	臨港道路	勝浦市墨名	勝浦市浜勝浦	県	
	市	市道墨名部原線	墨名	部原	市	

(2) 漁港

勝浦漁港は、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設・輸送拠点として定められている。

(3) 臨時離発着場適地

陸海による輸送をさらに強化するため、臨時ヘリポートを開設する。

ア 勝浦市立勝浦中学校グラウンド [N 35.15382 E 140.31717]

イ 元北中学校グラウンド [N 35.17956 E 140.26655]

ウ 日本冶金工業(株)駐車場（夏季使用不可） [N 35.13974 E 140.26483]

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

5 緊急通行車両の確認等

主な担当	総務班
------	-----

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。

イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められたものについては、公安委員会から緊急通行車両等事前届出済証（以下「届出済証」という。）が交付される。

ウ 前記イにより交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、別に定める。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 市が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

イ 前記アにより緊急通行車両に該当すると認められたものについては、公安委員会から届出済証が交付される。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては、確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書が交付される。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、消防防災課が実施する。

6 規制除外車両の確認等

主な担当	警察
------	----

(1) 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

(2) 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記5(1)を準用する。

(3) 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記5(2)を準用する。

7 交通情報の収集及び提供

主な担当	警察
------	----

(1) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用するとともに、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

8 震災発生時における運転者のとるべき措置

主な担当	総務班
------	-----

市及び関係機関は、震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者は、次の行動をとること。

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させる。
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動する。
- ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動する。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2) 通行禁止区域等においては、次の措置をとること。

- ア 車両を道路外の場所に置く。
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動する。
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 避難行動要支援者等の避難等を除き、避難のために車両を使用しないこと。

9 道路管理者の通行の禁止又は制限

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

道路管理者は、管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊及びその他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

10 道路啓開

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じる。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知する。

(1) 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

ア 緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

イ 運転者の不在時等は、道路管理者等が自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

(2) 土地の一時使用

(1)の措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

(3) 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

11 在港船舶対策計画

主な担当	総務班、海上保安署
------	-----------

在港船舶に対する災害防止対策は、次によるものとする。

(1) 市の対策

ア 広報媒体や漁業協同組合等を通じて予警報の周知徹底を図る。

- イ 関係機関と相互に情報を交換する。
- ウ 船舶乗組員に対し、情報伝達の必要がある場合、又は要請があった場合、市防災行政無線により通報する。
- (2) 勝浦海上保安署等の対策
 - ア 巡視船艇及び陸上職員による情報周知及び保船の指導を行う。
 - イ 津波等が襲来するおそれがあるときは、在港船の船長又は船舶所有者に対して海難防止対策を指導する。
 - ウ 在港船舶に対し、避難勧告等を周知する。
- (3) 避難場所（参考）
 - ア 船舶、雑種船 : 船溜
 - イ 小型船 : 勝浦漁港及び興津港内避泊
 - ウ 大型船 : 港外避泊
- (4) その他の対策
 - 港長権限に基づく港内整理
 - 勝浦海上保安署長は、特に必要と認める場合には、銚子海上保安部長と協議の上、港則法第10条に基づき在泊船に対し移動命令を実施する。

12 輸送計画

主な担当	総務班、被災者救援班
-------------	-------------------

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

市は、災害応急対策の実施にあたって、輸送手段として必要とする車両の調達、配分及び各機関へのあっせん又は供給等を行い、迅速かつ円滑な輸送体制を構築する。

- (1) 緊急車両の調達方針及び調達順位
 - ア 総務班は各班が災害応急対策活動のために使用する車両の配車や調達を行う。
なお、災害応急活動のために使用する車両については、必要に応じて本節の記載のとおり「緊急通行車両の確認等」により、標章及び確認証明書の交付を受けるものとする。
 - イ 総務班は、各班からの車両調達の請求に基づき、外部からの調達が必要と認められるときは、市内の運送業者等から借上げ、同時に県及び防災関係機関等に対して応援を要請する。
 - ウ 総務班は災害の状況に応じて、あらかじめ運送事業者にも車両の待機を要請する。
- (2) 輸送手段の選定
 - 物資等の輸送にあたっては、陸上輸送を原則とするが、道路の被害状況等により陸上輸送が困難な場合等には、県等へ応援要請又は自衛隊に災害派遣要請を行うなど、海上輸送、航空輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。
また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。
- (3) 輸送方法の確保、配車手続き
 - ア 調達方法
 - 車両調達について、事前に事業者等と供給契約の締結に努めるものとし、外部から調達が必要と認められるときは、運送業者等との連携により輸送車両の確保を図る。

また、市が必要とする車両の調達が困難な場合は、県に対して、調達又は調達のあっせんを要請する。

車種別調達方法

乗用車	市が保有する公用車が不足する場合は、市職員の私有自動車及び市内タクシー業者等から借上げる
貨物自動車	市内の運送業者から借上げる
バス	市内を運行するバス会社から調達する。

イ 配車基準

車両の配分は、車両の確保状況、市各班からの車両調達請求、対策本部の実施状況等を勘案した上で総務班において配車計画を策定する。

ウ 配車手続き

(ア) 車両を必要とする場合は、車種、台数、引き渡し場所、日時等を明示の上、総務班に請求する。

(イ) 総務班は配車計画に基づき、各班へ車両を引き渡すものとする。

エ 借上料金

運送事業者等から借上げた車両の使用料金等は、協定等に基づくものとするが、協定等に料金が明示されていない場合や協定を締結していない事業者から借上げた場合は、可能な限り平常の料金となるよう協議する。

(4) 輸送方法

ア 避難者、傷病者等の輸送

(ア) 避難勧告等が発令された場合における住民等の輸送は原則として行わない。

ただし、要配慮者で自主避難が困難である特別な事情がある場合で、市長（本部長）が必要と認めた場合は市車両等により緊急輸送を行う。

イ 傷病者等の医療機関等への輸送は、本章第6節「消防・救助救急・医療救護活動」によるものとする。

ウ 福祉避難所への移送は、本章第5節「要配慮者等の安全確保対策」によるものとする。

(5) 資機材及び物資の輸送

ア 災害応急対策の実施に必要な人員、資機材の輸送は、それぞれの事務を所管する班が行う。車両が不足する場合は総務班へ調達請求を行う。

イ 県等へ資機材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救援物資等の輸送は、県等が指定する場所から輸送する。

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救援物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路の確保等を行う。

なお、県における救援物資の供給支援は、被災市町村からの具体的な要請等に基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市役所機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとされている。

市は、大規模災害時において県及び国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

1 応急給水

主な担当	被災者救援班、生活基盤対策班
------	----------------

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

(1) 実施機関

- ア 飲料水の供給は、市長（本部長）が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- イ 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- ウ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- エ 県、南房総広域水道企業団及び夷隅郡市広域市町村圏事務組合の水道事業体は、市が行う応急給水に対し積極的に協力する。
- オ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」によるものとする。
- カ 勝浦市管工事業協同組合との協力体制は、「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」によるものとする。

<資料6-4 各種協定一覧表>

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少1人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により、順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

<給水量の目安>

地震発生～3日	1人1日3リットル	生命維持のための最低限必要な水量
4日～10日	1人1日20リットル	簡単な炊事、洗面等最低限の生活を営むための水量
11日～21日	1人1日100リットル	浴用、洗濯等に必要な水量
22日～28日	1人1日250リットル	平常時給水量

(3) 水道事業者による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

イ 広報

震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質、断水時間及び復旧見込みと停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、適切な広報活動を実施する。

(4) 水道施設の応急復旧

災害時は各施設とも被害を受けることが予想されるので、速やかに応急復旧を行う。

なお、本市限りで対応不可能な場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき応援を得て、応急復旧を行う。

ア 風水害

(ア) 浄水場内の上水池ポンプ等に汚水の進入を防止するため、常に水防対策を研究して非常時に備える。

(イ) 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保に努める。

(ウ) 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。

イ 火災

水道施設の大部分は地下に埋設されており、直接被害を受けるのは各家庭の給水立ち上がり等であるので、指定給水装置工事事業者等の協力を求め、極力漏水を防止するとともに臨時給水栓を設置する。

ウ 落雷

落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

<資料6-2 市内指定給水装置工事事業者一覧表>

2 食料・生活必需物資等の供給体制

主な担当	総務班、被災者救援班
------	------------

市が備蓄している非常食を配分するとともに応急炊き出しを行う。この際、学校給食共同調理場の施設の最大限の活用を図る。また、甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、物資の提供や調達に関する県への要請等により食料を確保し、迅速な供給を図る。

市及び県は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、市が壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される場合には、県は、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給が実施されることになっている。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米穀の調達方法

政府所有米穀の調達を要するときは、市長（本部長）が災害の発生に伴い給食に必要とする米穀の数量を知事に要請し、知事は農林水産省政策統括官に対し、政府所有米穀の引渡要請を行う。

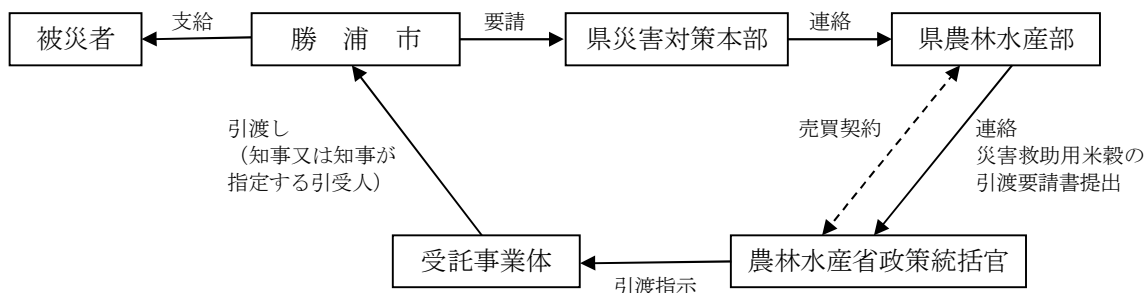
市が直接農林水産省政策統括官に連絡した場合は、事後、県に報告し、県はこれを受けて生産局に連絡を行う。

米穀販売業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるため、米穀販売業者等の精米機により精米し、供給する。

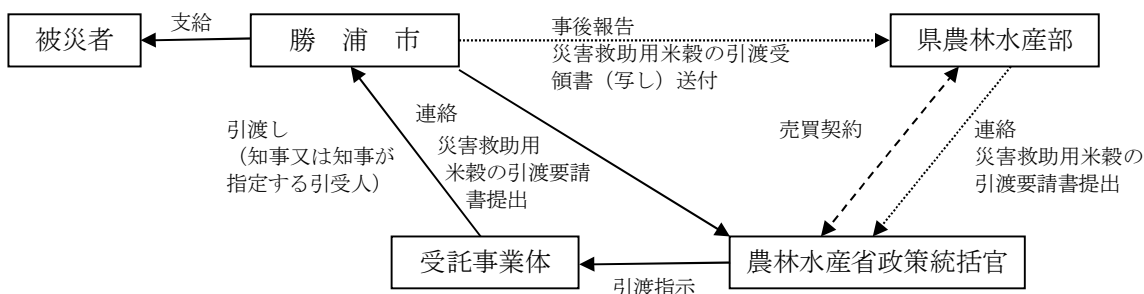
ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと政策統括官が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

政府所有米穀の受渡し系統図

<市からの要請を受け、県が引渡要請する場合>



<市が直接要請する場合>



(3) 救援物資の供給体制の確保

災害のため住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難である者に対し、一時の急場をしのぐ程度の被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品を給与又は貸与する。

ア 実施機関

- (ア) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。
- (イ) 市長（本部長）は、災害救助法が適用された場合においても、災害の事態が急迫して、知事の行う救助の実施を待つことができないときは、救助に着手する。
- (ロ) 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。
- (エ) 市及び県は、あらかじめ協定を締結するなど商工団体等との連携のもと、生活関連物資等応急時に必要な物資の迅速な供給を行う。

イ 配布を受ける者

住家の被害が全壊（焼）、半壊（焼）等であって次に掲げる者

- (ア) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
 - (イ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- ウ 生活必需品等の調達等

(ア) 内容

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

(イ) 給与又は貸与の方法

全壊（焼）、流失世帯と半壊（焼）、床上浸水世帯について、それぞれの世帯の構成員に応じて配分する。

(ウ) 物資調達の方法等

調達については、原則として被災者救援班を経由する。

ただし、緊急の場合は、出先の各班において直接調達することも差し支えないが、事後その旨を被災者救援班に連絡するものとする。

エ 輸送車両等の確保

災害時における被災者の避難及び救援物資並びに応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

(ア) 実施

市長（本部長）の指揮のもとに、災害応急対策実施責任者の要請により自動車・船舶・軌道・航空機輸送を実施する。

(イ) 自動車輸送

a 調達順序

第1位 公共機関所有車両

第2位 営業用車両

第3位 一般自家用車両

b 千葉県トラック協会等民間物流業者の協力

トラックを必要とする場合、県を通じ千葉県トラック協会等民間物流業者の協力を得て、「千葉県防災支援ネットワーク基本計画」（平成26年2月）に基づき、救援物資を輸送する。

<資料5-1 市有車両一覧表>

<資料5-2 旅客運送・貨物輸送業者一覧表>

(ウ) 船舶輸送

a 勝浦海上保安署等への要請

b 自衛隊への要請

オ 救援物資の受入れ・管理

(ア) 市は、受援計画に基づき、夷隅地域防災備蓄倉庫（大多喜町森宮）から物資の提供を受けるとともに、「災害支援ネットワーク基本計画」（千葉県 平成26年2月）に基づき、市外からの救援物資の受入体制を整える。

(イ) 市は被災状況に応じて避難所等への交通状況等を考慮して物資集積拠点を設定し、効率的に被災者に供給できる体制を整える。

(ウ) 集積した物資の仕分けや配分等については、ボランティアと連携して実施するとともに、避難所への運搬・輸送にあたっては、民間業者等との協定締結を推進する。

カ 労働力の確保

(ア) 求人の申込み

市長（本部長）は、災害応急措置の実施において、災害対策本部要員及び関係機関等の動員のみでは人員に不足が生じ、労務者等を必要とするときは、公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対し、所定の申込書により求人の申込みを行う。

(イ) 求職者の紹介

求人を受理した公共職業安定所（ハローワークいすみ）は、即時に条件に該当する求

職者を検索し、最優先で紹介に努めるものとする。

該当する求職者が存在しない場合には、他の公共職業安定所（ハローワークいすみ）に対する依頼を含め、求職開拓を行うものとする。

(ウ) 費用の負担

労働者の雇上げに要する費用は、各災害応急対策実施機関の負担とし、労働者の賃金は、本市における通常の実費とする。

3 燃料の調達

主な担当	総務班
------	-----

震災時の応急対策が燃料不足による支障が生じることを避けるため、庁舎の自家発電設備や公用車等の燃料について、石油類燃料の供給にかかわる協定の締結に努め、迅速な調達を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 電源車の要請

主な担当	本部統括班
------	-------

市は、大規模停電発生時には、直ちに県に電源車の要請を行えるよう、病院、社会福祉施設、避難所等の人命に関わる施設及び災害応急対策に関わる施設の非常用電源の設置状況等をあらかじめリスト化し、県へ提供する。

また、県は、電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮の上、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

第9節 広域応援要請計画

大規模地震時には、被害が拡大し、各防災関係機関が単独でこれに対応することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受入れについては、国、県の指導のもと体制整備に努める。

1 国に対する応援要請

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

応援を要求するに際しては、的確な被害状況把握により、早期に、要求内容を明確化して行うものとする。

2 千葉県大規模災害時応援受援計画

主な担当	総務班、千葉県
------	---------

大規模な自然災害発生時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れにあたっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

3 県に対する応援要請等

主な担当	総務班
------	-----

市長（本部長）は、災害応援措置の実施のため必要があるときは、知事に対し関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を要請する。

災害により市が深刻な被災を受け、物流環境が十分に整わない場合は、市の要請を待たずに、県が主体的に被災自治体を支援する「プッシュ型」による物資の供給が行われる。

市は、県が行う「プッシュ型」支援で搬入される物資について、一時的であっても屋根付の仮スペースの確保に努め、必要最低限の水、食料、生活必需品等の供給に備える。

4 市町村間の相互応援

主な担当	総務班
------	-----

(1) 市長（本部長）は、応援措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」（平成8年2月）や、

夷隅郡市2市2町（勝浦市、いすみ市、御宿町、大多喜町）で締結した「災害時における夷隅郡市市町間の相互応援に関する協定」（平成24年8月）及び県外の市（西東京市（東京都）、伊東市（静岡県））と締結した「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

- (2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

- ア 応援をすべき市町村名
- イ 応援の範囲又は区域
- ウ 担当業務
- エ 応援の方法

- (3) 市長（本部長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

5 受援計画

主な担当	総務班
------	-----

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市地域防災計画に受援計画を位置付けるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努める。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

6 消防機関相互の応援

主な担当	消防本部
------	------

- (1) 市長（本部長）（消防の一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）に基づき、迅速な相互応援活動を実施する。

- (2) 知事は、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行う。

- (3) 市域の被災を免れた場合で、被災市町村から応援要請を受けたとき、又は千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月）並びに消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防応援隊運用要綱に基づき、消防機関による応援の迅速か

つ円滑な実施に努める。

7 水道事業体等の相互応援

主な担当	総務班、生活基盤対策班
------	-------------

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」（平成7年11月）及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」（千葉県 平成17年10月）に基づき、県の調整のもとに他の事業体等に応援要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

8 資料の提供及び交換

主な担当	総務班
------	-----

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

9 経費の負担

主な担当	総務班
------	-----

(1) 国、県又は他市町村から市に職員派遣を受けた場合

国、県又は他市町村から市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

10 民間団体等との協定等の活用

主な担当	総務班
------	-----

大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため必要と認めるときは、民間団体等に対し協力を要請する。

また、民間団体等との協定等の締結を推進する。

11 海外からの支援受入れ

主な担当	総務班
------	-----

海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認した上で、受入れを判断する。

- ア 協力の内容、期間、人員
- イ 入国上の問題点
- ウ 市、消防機関の意向

12 広域避難の支援要請及び受入れ

主な担当	総務班
------	-----

(1) 広域避難の支援要請

市長（本部長）は、広域避難を実施する必要が認められるときは、県及び相互応援協定締結市町村長に対し、避難者の受入れ支援要請を行う。

(2) 広域避難の受入れ

ア 市外からの広域避難者（滞留者）の受入れ

市外からの広域避難者（滞留者）の受入れが必要となる場合は、一時的に指定避難所に受入れる。

イ 住宅等の滞在施設の提供

公共施設等の受入体制を補完するために、広域避難者の受入れにあたっては、公営住宅、民間宿泊施設及び民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な地震等の災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊の派遣要請を行う。

1 災害派遣の要請

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

知事は、地震災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市長（本部長）から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

2 災害派遣の方法

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市長（本部長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市長（本部長）は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(2) 知事が要請する暇がない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市長（本部長）から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市長（本部長）が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

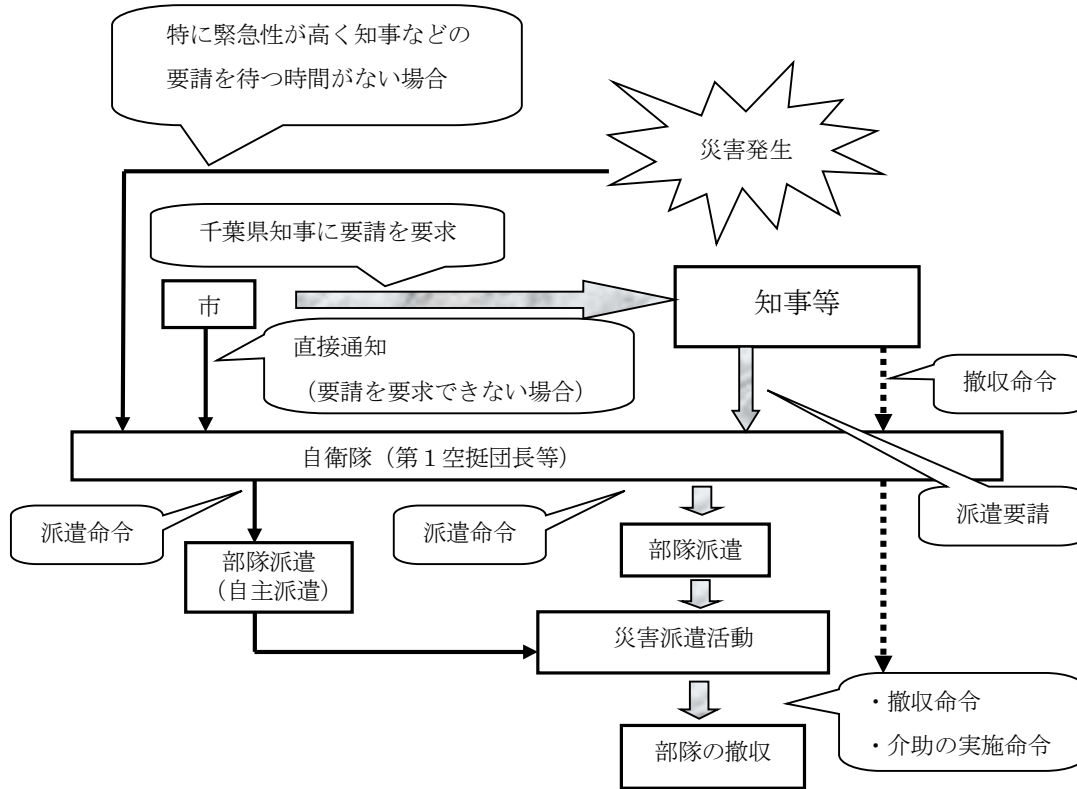
エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関す

るものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



3 知事への災害派遣の要請の要求

主な担当	総務班
------	-----

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市長（本部長）が行う。

(2) 市長（本部長）が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

(ア) 提出（連絡）先 防災危機管理部危機管理課

(イ) 提出部数 1部

(ウ) 記載事項

a 災害の情况及び派遣を要請する事由

b 派遣を希望する期間

c 派遣を希望する区域、活動内容

d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

(3) 緊急の場合の連絡先

部隊名（駐屯地等名）		連絡責任者		電話番号 ()は時間外	県防災行政無線	
		時間内 (8:00～ 17:00)	時間外			
県	陸上自衛隊	第1空挺団 (習志野)	第3科 防衛班長	駐屯地 当直司令	習志野 047-466-2141 内線 218、236(302)	632-721 当) 632-725
		高射学校 (下志津)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	千葉 043-422-0221 内線 313、314(302)	500-9631 500-9634 当) 500-9633
		第1ヘリコプター団 (木更津)	第3科 運用班長	駐屯地 当直司令	木更津 0438-23-3411 内線 215(301)	633-721 633-723 当) 633-724
		需品学校 (松戸)	企画室 副室長	駐屯地 当直司令	松戸 047-387-2171 内線 203(302)	636-721 当) 636-723
内	海上自衛隊	教育航空集団 (下総)	司令部 運用幕僚	団 当直幕僚	沼南 04-7191-2321 内線 2420(2424)	635-723 当) 636-721
		下総教育航空群 (下総)	司令部 運用甲幕僚	群 当直士官	沼南 04-7191-2321 内線 2213(2222)	635-721
		第21航空群 (館山)	司令部 運用乙幕僚	群 当直士官	館山 0470-22-3191 内線 213(222)	634-723 当) 634-721

注 緊急の人命救助を必要とする場合には、救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機する。

ア 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

イ 海上自衛隊第21航空群（千葉県館山市）

(4) 市長（本部長）の通報

市長（本部長）は、災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない状態にある場合には、直接関係部隊等に通報する。この場合、事後速やかに知事に通知する。

4 災害派遣部隊の受入体制

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

(1) 他の災害救助復旧機関との競合又は重複の排除

市長（本部長）は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市長（本部長）は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。

非常時において、円滑に自衛隊の支援を受入れるために、平常時から受援計画を検討しておくものとする。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業箇所別必要人員及び必要機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

市長（本部長）は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠

点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議の上、使用調整等を実施し部隊に通報する。

(4) 派遣部隊の受入れ

派遣された部隊に対し、次の施設等を準備する。

- ア 本部事務室
- イ 宿舎
- ウ 材料置場、炊事場（野外の適切な広さ）
- エ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- オ 指揮連絡用ヘリコプター発着場

機 種	必 要 地 積
OH-6J	約 30m× 30m
UH-1J	約 36m× 36m
UH-60JA	約 50m× 50m
CH-47	約 100m× 100m

(注) 四方向に障害物のない広場のとき

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

- ア 被害状況の把握
 - 車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
 - 避難者の誘導、輸送等
- ウ 遭難者等の捜索救助
 - 行方不明者、負傷者等の捜索援助（緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、他の救援作業に優先して実施）
- エ 水防活動
 - 堤防護岸等の決壊に対する土のう作成、積み込み及び運搬
- オ 消防活動
 - 利用可能な消防車、その他の防火用具による消防機関への協力
- カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除
 - 施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去、道路、線路上の車両、転覆した船舶、がけ崩れ等の排除、除雪等（ただし、放置すれば人命及び財産の保護に影響すると考えられる場合）
- キ 診察、防疫、病虫防除の支援
 - 大規模な感染症等の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は市又は県が準備）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
 - 緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送（ただし、航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。）
- ケ 炊飯及び給水の支援
 - 緊急を要し、他に適当な手段がない場合
- コ 救難物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令(昭和33年総理府令第1号)」による。(ただし、譲与は、市、県その他の公共機関の救助が受けられず、当該物品の譲与を受けなければ生命、身体が危険であると認められる場合に限る。)

サ 交通規制の支援

自衛隊車両の交通が輻輳する地点における車両を対象とする。

シ 危険物の保安及び除去

能力上対処可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去

ス 予防措置

災害を未然に防止するため、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合

セ その他

知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議し決定する。

5 災害派遣部隊の撤収要請依頼

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

市長（本部長）は、災害派遣部隊の撤収要請を依頼する場合には、知事に対して文書（「自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書」）により行うものとするが、この場合、民心の安定及び民生の復興に支障が生じないように、知事及び派遣部隊の長と協議して行う。

6 経費負担区分

主な担当	総務班、自衛隊
------	---------

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、その活動が、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村の長と協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議する。

7 自衛隊の即応態勢

主な担当	自衛隊
------	-----

- (1) 情報収集
震度5強以上の地震が発生した場合は、速やかに航空機などで情報収集する。
- (2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害発生時は学校等における児童生徒の安全の確保を図るとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障が生じた児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

1 防災体制の確立

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 市立小・中学校

ア 防災教育の一層の充実

東日本大震災等の災害教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）などについて、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

イ 事前準備

- (ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。
- (イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
 - b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法、引渡手順等を検討する。
 - c 教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡網を確立する。
 - d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

ウ 災害時の体制

各学校は、県が作成した「学校における地震防災マニュアル（平成24年3月）」を活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制の確立に努める。

- (ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
 - 津波警報又は大津波警報が発表されている場合は、迅速かつ円滑に高所への避難を行う。また、帰宅経路等の安全が確保できない場合は、原則として学校に留め置く。
 - 児童生徒は直接保護者へ引渡す等、あらかじめ定めた確実な引渡しを行う。特に、小学生や障害等により特別な配慮を要する児童生徒については、保護者への直接引渡しを原則とする。
 - 帰宅困難な児童生徒の発生に備え、食料、水、寝具類等の施設内備蓄を推進する。
- (イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、教育委員会へ報告しなければならない。
- (ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、教育委員会へ報告する。
- (エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の

体制を確立する。

- (ホ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- (コ) 応急復旧計画については、教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

エ 災害復旧時の体制

- (ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。
 - (イ) 教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。
 - (ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、教育委員会と緊密に連絡の上、できる限り早い段階での授業再開に努める。
 - (エ) 教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けた必要な指導を行うとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を検討し、早期の授業再開を支援する。
- (2) 学用品の調達及び支給
- 災害により、学用品が喪失又はき損し、就学に支障が生じる小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

ア 実施機関

学用品の給与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(3) 学用品の給与

ア 学用品の給与を受ける者

- (ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。
- (イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）
- (ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

イ 学用品給与の方法

- (ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- (イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- (ウ) 実施に必要なものだけに限り支給する。
- (エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

ウ 学用品の品目

(ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又は承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用す

る教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

2 避難所開設への対応

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校は避難所として指定されており、災害時には避難者を受入れ、避難生活を送る場として使用される。しかし、学校は教育施設であるため、基本的には教育活動の場であることに留意して、教育活動と避難所運営の両立に備えて、避難スペースとして利用しない管理エリアの設定など、教育委員会や学校とあらかじめ協議を整えておく。

避難所として指定された学校は、緊急的な避難を要する場合に備え、施設開放の手順や教職員の支援体制について、あらかじめ体制を整えておく。

3 授業料等の減免・育英補助の措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

被災したことにより、勝浦市奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付を行う。また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予を行うことができる。

4 給食措置

主な担当	被災者救援班
------	--------

学校給食を再開するにあたっては、県に、指導、助言を要請する。

県は、市等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 文化財の被害状況を把握し、県に報告する。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、県を経由して文化庁に報告する。

イ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 市は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講じる。

イ 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が失われないよう措置をとる。

有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、市・県及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講じる。

<資料7-1 市内文化財一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で混雑が発生し、集団転倒や、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷するおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

主な担当	被災者救援班
------	--------

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校などに対し、近隣の市町村及び県と連携し、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施する。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

主な担当	被災者救援班
------	--------

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

また、一時収容対策として、飲料水、食料の備蓄などの促進に努める。

3 集客施設や駅等における利用者保護

主な担当	被災者救援班
------	--------

集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び市や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護するとともに、関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導するよう努める。

4 帰宅困難者等への情報提供

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 帰宅困難者等の把握と混乱防止

駅や幹線道路等の周辺における混乱を防止し、滞留者や幹線道路などを通して徒歩により移動する帰宅困難者等について把握するとともに、関係機関への情報提供を行う。

(2) 帰宅困難者等への情報提供

市は、関係機関と連携して、地震・津波に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオやホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、県や関係機関と連携して登録制メール、ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供について検討・実施していく。

5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

主な担当	被災者救援班
------	--------

(1) 一時滞在施設の開設

指定避難所や市所管の施設を、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。また、必要に応じて、市内の民間施設管理者に対し一時滞在施設開設の要請を行う。

一時滞在施設を開設した場合は、その状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

(2) 一時滞在施設への案内又は誘導

集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が市や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

(3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、施設ごとにあらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受入れることとし、運営にあたっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。

その際、関係機関と連携し、施設管理者に対し、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

6 徒歩帰宅支援

主な担当	被災者救援班
------	--------

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始することになる。

その際、市及び県は、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などをテレビ・ラジオやホームページなどを活用し提供する。また、関係機関と連携して、登録制メール、ポータルサイト・SNSなどを活用した情報提供についても検討を行う。

7 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

主な担当	被災者救援班
------	--------

要配慮者等の自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震・津波等の災害による住民の保健衛生、感染症の予防、震災廃棄物の処理等について、市は関係機関と緊密に連絡をとりながら、被災者の医療救護に万全を期するものとする。

1 保健活動

主な担当	医療救護班
------	-------

市及び夷隅健康福祉センターは、避難生活の長期化やライフラインの長期停止等により、被災者の健康が損なわれることのないよう、次のとおり保健対策を講じる。

(1) 要配慮者の健康状態等の把握

要配慮者等の健康状態の安否・健康状態を把握し、市が把握する要配慮者等に関する情報との共有・交換を行う。

(2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

夷隅健康福祉センターは市が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

(3) 二次健康被害の予防

市及び夷隅健康福祉センターは、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(4) 活動体制の整備

市及び夷隅健康福祉センターは、平常時から要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市は上記(1)から(3)を実施する保健師・栄養士の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を夷隅健康福祉センターに報告する。

2 飲料水の安全確保対策

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、夷隅健康福祉センターに対し、飲料水の検水の実施及び飲料水の安全確保についての指導を要請する。また、夷隅健康福祉センターと協力して、被災者に対する適切な広報及び指導を行う。

3 防疫

主な担当	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

(1) 防疫体制の確立

市は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講じる。

(2) 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に基づき市及び県が実施し、本市の医療救護班及び生活基盤対策班がこれにあたる。

(3) 災害防疫の実施方法

ア 予防及びまん延防止

夷隅健康福祉センターは、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。

また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行うほか、必要に応じて市や関係機関等の協力を得て感染拡大防止策を講じる。

イ 防疫措置の強化

災害規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

ウ 広報活動の実施

住民の社会不安の防止を図るため、防疫情報等の広報活動の強化に努める。

エ 消毒の実施

感染症法第27条の規定に基づき、消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとする。

オ 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

カ 指定感染症に関する情報共有

夷隅健康福祉センターは、指定感染症の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市等と連携し情報共有を図る。

(4) 患者の入院

夷隅健康福祉センターは、感染症法第19条の規定により必要に応じ入院を勧告する。

(5) 防疫用薬剤の確保

防疫用薬剤及び井戸水消毒液、資器材等は、市内取扱い業者から直接調達する。市内で調達できないときは、県及び近隣市町村等に協力を要請し調達する。

(6) 報告

市長（本部長）は、警察、消防機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに、下記事項について、所定の様式（災害防疫事務要領）により、患者の発生状況や防疫活動の状況等について、夷隅健康福祉センター長を経由して知事に報告する。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

- ウ 災害防疫所要見込額
- エ その他

4 死体の搜索処理等

主な担当	医療救護班
------	-------

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に収容するための収容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

(1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容、処理及び埋葬は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用されたときの死体の処理については知事が行い、市長（本部長）はこれを補助する。

イ 本市限りで処理不能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

なお、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」（千葉県 平成17年4月）に基づく死体の処理体制を構築するために、市、火葬場及び応援協定締結団体との間で、FAX等による応援要請、協力依頼等の連絡調整に関する訓練を随時実施する。

ウ ア及びイにより知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

エ 警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（死体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、市及び県が場所の選定を行う。

(2) 検案医師等の出動要請

ア 市長（本部長）は、検案医師等について、必要に応じて勝浦診療所に出動を命じ、また、夷隅医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講じる。

イ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図る。

(3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

行方不明の状態にある者で、各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、直ちに死体の居住地の市町村長に連絡して、遺族等の関係者による死体の引取りを依頼する。ただし、引

取るいとまのない場合においては、県に死体の漂着の日時・場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、市が死体の処理を行う。

- c 警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則（昭和33年国家公安委員会規則第4号）、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）に基づき、警察官の死体の調査又は検視終了後、警察等当局から遺族又は市長（本部長）等の関係者に引渡された後の、必要な死体の処理をする場合

(i) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬

(ア) 埋葬を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない）

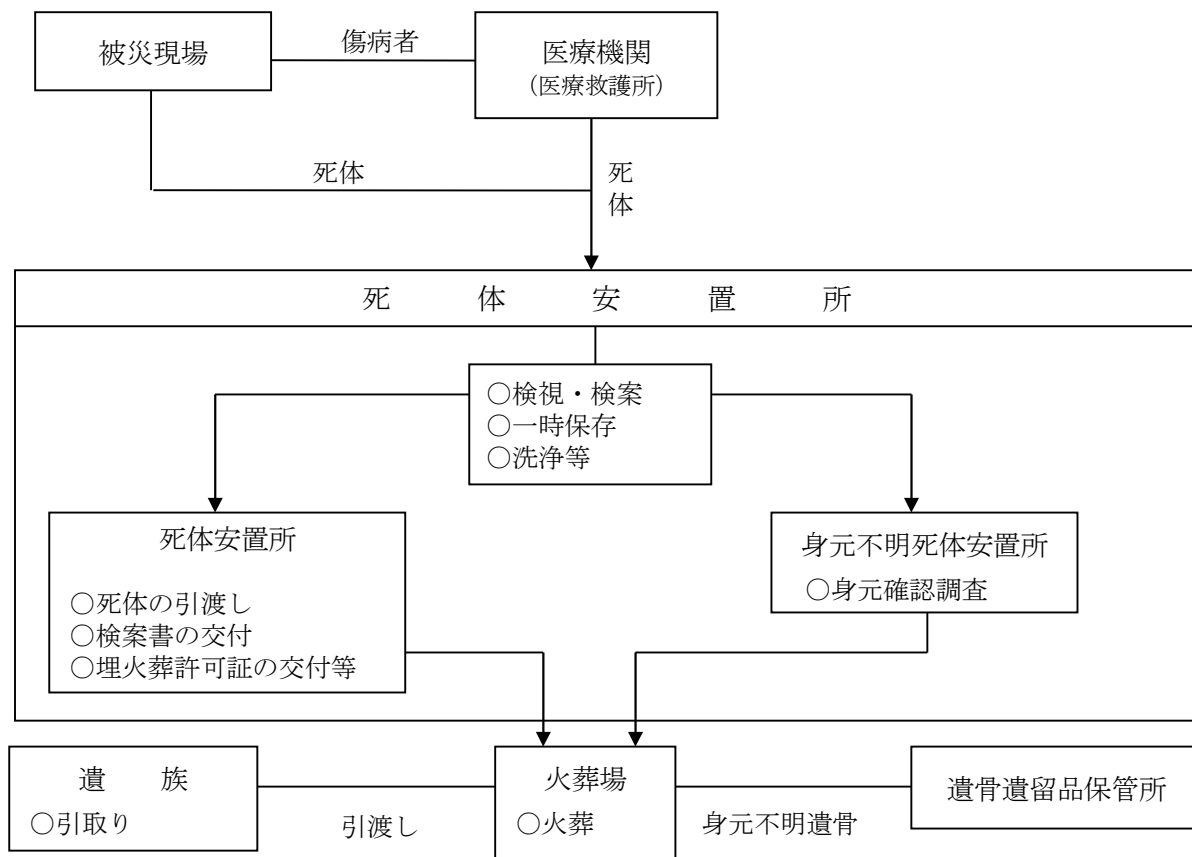
(i) 埋葬の方法

- a 埋葬は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬は原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。
市の死体の安置所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく私有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

安置所予定地

- | | | |
|------|----------------|-----|
| 優先1位 | 元大原高校勝浦若潮キャンパス | 体育館 |
| 優先2位 | 廃校の体育館 | |
| 優先3位 | その他公共用地 | |

死体取扱いの流れ



(4) その他

ア 勝浦警察署における計画

(ア) 死体の調査

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等により死体の調査を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

(イ) 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、市長（本部長）又は知事と緊密に連絡し、市、県の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに、死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

(ロ) 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動と合わせて、関係機関が行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

イ 勝浦海上保安署における計画

(ア) 災害により勝浦漁港その他本市周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、関係機関と協力し、所属巡視船艇による捜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索にあたる。

る。

- (ウ) 収容した死体は、市長（本部長）又は知事と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともに身元確認に努め、市長（本部長）又は知事が行う措置に協力する。

5 動物対策

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 被災地における動物の保護

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により愛玩動物（ペット）が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これらの動物を救助及び保護する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逃亡した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携のもとに状況を把握し、必要な措置を講じる。

(2) 避難所における動物の保護

避難所を開設した場合、避難所管理者はペット同伴者の有無を確認し、適正な対応に努める。また、避難者のアレルギーの発症や衛生管理の観点から、一般の避難生活の場とは区別したスペースを確保する。

ペットの餌及び糞尿の処分等については、基本的に飼い主の責任で行う。

なお、夷隅健康福祉センターと協力して動物愛護及び環境衛生の維持に努める。

6 清掃及び障害物の除去

主な担当	医療救護班、生活基盤対策班
------	---------------

(1) 災害廃棄物処理計画

災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）及び市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

ア 実施機関

(ア) 災害時における被害地帯の清掃は、市長（本部長）が行う。

(イ) 災害等による大量の廃棄物が発生し、本市限りで処理が困難な場合は、県が締結している「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」（千葉県 平成9年7月）に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

イ 廃棄物等の収集と処理

(ア) 組織体制

災害廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、必要

に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、一旦仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、原則として市が最終処分場で適正に処分することとする。

b 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

(ウ) 廃棄物処理量の算出基準

a ごみ処理算出基準

全壊（流出）	1戸につき	1 t
半壊	〃	0.5 t
床上浸水	〃	0.2 t

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$$

= 要総処理量

b し尿処理算出基準

$$(\text{全壊戸数} + \text{流出戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 75 \text{ リットル} = \text{要総処理量}$$

(エ) 一時集積場所の確保

短期に発生する膨大な廃棄物に対し、最終処理に至るまでの間、一時的に集積する場所が必要となることから、あらかじめその適地等をリストアップし、一時集積場所として確保できるようにしておく。

市の一次集積場所の予定地は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所から、本部会議を通じて決定する。被害の程度又は適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と保障に関する契約を締結する。

一次集積場所予定地

優先1位	元大森粗大ごみ置場
優先2位	廃校のグラウンド
優先3位	その他公共用地

(オ) 仮設トイレの確保

仮設トイレは、備蓄や協定に基づき確保し、生活基盤対策班が立地条件を十分検討し設置する。

なお、撤去した後は、設置場所周辺の消毒を十分に実施する。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

市において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

(キ) 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市長（本部長）は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

自動車・死体等の特殊なものを除き、道路の利用目的に著しい障害を及ぼしているものの除去は、市の所有する関係機械器具、車両等をもって速やかにこれを除去し、交通の確保を図る。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

(イ) 障害物の集積場所

障害物の集積場所は、公共用地で交通並びに住民生活に支障のない場所とし、被害の程度又は適地がなく民有地を使用する場合は、所有者と補償に関する契約を締結する。

(ロ) 機械器具の調達

障害物の除去に必要な機械器具等は、市の保有している機械器具等を用いるものとし、現有の機械器具等で処理不可能な場合は、関係業者の協力を求めて調達するものとする。

<資料6-1 市内建設関係業者等機械保有状況一覧表>

イ 河川・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川

河川の機能を確保するため、河川における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 漁港

a 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨海道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。

b 勝浦海上保安署は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ又は勧告する。

ウ 住宅関係障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、市長（本部長）はこれを補助す

るものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること。
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること。
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること。

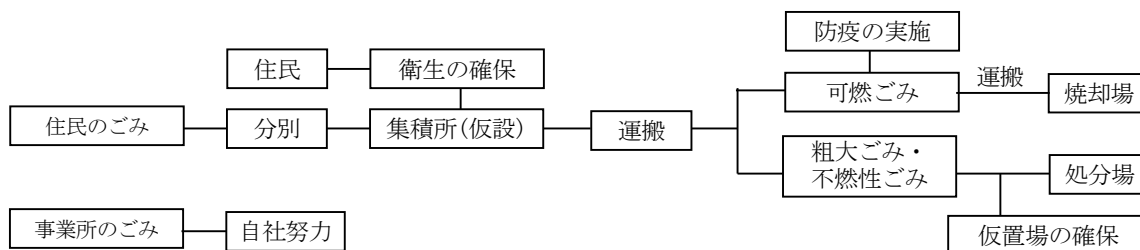
(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）。

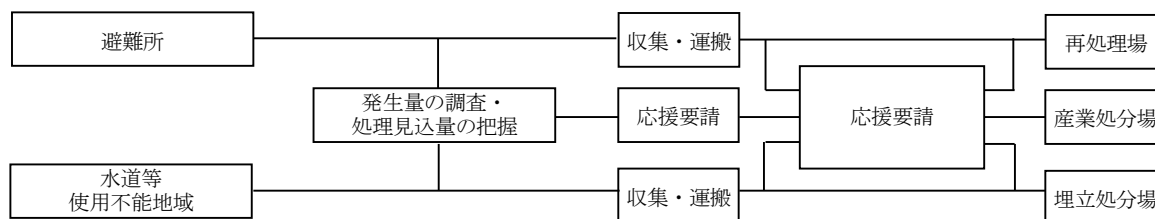
(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

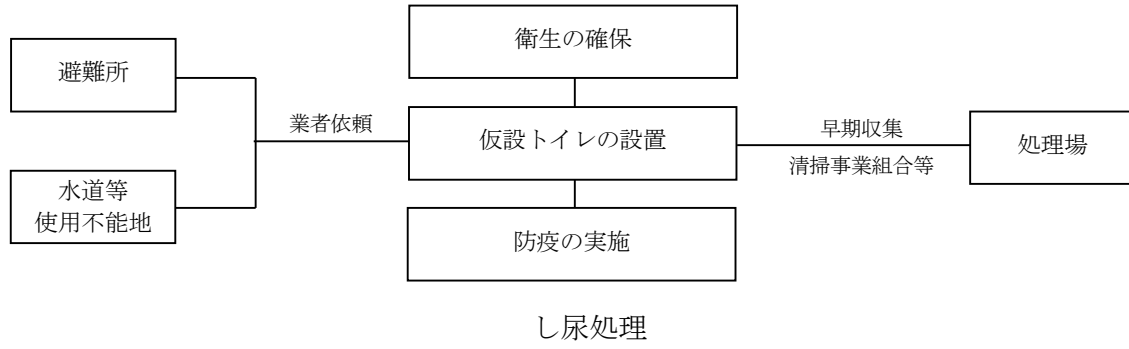
必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。



ごみ処理



がれき処理



第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

地震・津波災害時には、家屋の倒壊、津波、火災等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくる。このため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図るとともに、地震・津波災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

1 応急仮設住宅の供与等

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 応急仮設住宅の供与

震災により住家が滅失し、又は自己の資力では住家の確保ができない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市長（本部長）が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施以外の市町村長は知事を補助する。なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

(イ) 本市限りで処理不可能な場合は、隣接市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

イ 供与の方法

災害救助法が適用された場合の建設基準等は、同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(ア) 建設

あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設する。

(イ) 民間賃貸住宅の借上げ

被災規模や被害状況、応急仮設住宅の建設用地の確保及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し借上げにより民間賃貸住宅を提供する。

(ウ) 市営住宅

市営住宅について、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居をあっせんする。その場合、要配慮者等の同居世帯を優先とする。

2 住宅の応急修理計画

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 計画方針

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する。

(2) 実施機関

ア 被災した住宅の応急修理は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は市長（本部長）が行い、救助実施市以外の市町村の長は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本市限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(3) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、（一社）全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

3 建設資材の確保

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

(1) 市及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①（一社）プレハブ建築協会、②（一社）千葉県建設業協会、③（一社）全国木造建設事業協会のあつせんする業者を通じて確保する。

(2) 災害復旧用材の供給

ア 国有林材の供給

市長（本部長）は、市内に著しい災害が発生し、災害救助法が適用された場合、必要に応じ災害復旧用材の供給を関東森林管理局に対し要請する。

なお、この場合、被災状況、供給を受けようとする素材の種類、品名、使用計画等を記載した申請書を提出して行う。（緊急を要する場合には、口頭で申請し、事後に申請書を提出するものとする。）

イ 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材の提供を知事に要請する。

4 被災建築物の応急危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

(1) 応急危険度判定の実施

ア 実施機関

(ア) 被災建築物危険度判定は、市長（本部長）が行う。

(イ) 知事は、判定に必要な支援を行う。

(2) 応急危険度判定士の養成・登録

応急危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災建築物応急危険度判定士認定要綱」（平成7年10月制定 平成22年3月改正）に基づき、建築士等の建築技術者に対し、応急危険度判定に必要な建築技術を習得させるため講習会を開催し、応急危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。

(3) 実施体制の準備

市は、被災建築物応急危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

ア 応急危険度判定士の派遣要請及び受入れ

(ア) 応急危険度判定士の派遣要請

生活基盤対策班は、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

イ 応急危険度判定実施の広報

生活基盤対策班は、判定を実施するときは、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等を、防災行政無線、チラシ等により周知を図る。

ウ 判定による結果の表示

危険度の判定は、次の3区分で行う。判定結果については、被災建築物へ表示し、使用者等に注意を促す。

(ア) 危険

(イ) 要注意

(ウ) 調査済

5 被災宅地危険度判定

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

大規模な地震により、宅地が大規模又は広範に被災した場合、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する。

また、震災時における、被災宅地危険度判定の迅速かつ的確な実施を図るため、体制の整備を図る。

(1) 活動体制

被災宅地危険度判定は、市長（本部長）が行う。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

被災宅地危険度判定士の養成・登録は、県が「千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱」（平成15年3月制定 平成26年8月改正）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成に努めるとともに、判定士名簿の管理を行っている。

(3) 実施体制の準備

市は、被災宅地危険度判定の実施計画を策定する。また、県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

ア 被災宅地危険度判定士の派遣要請及び受入れ

(ア) 被災宅地危険度判定士の派遣要請

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定士の受入れ

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

イ 被災宅地危険度判定実施の広報

生活基盤対策班は、被災宅地危険度判定を実施する際には、住民に対し判定実施地域、判定の趣旨、作業の概要等について、防災行政無線、チラシ等を用いて周知を図る。

6 罹災証明書の交付

主な担当	情報収集・電話対応班
------	------------

市長（本部長）は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局と応急危険度判定担当部局との非常時の情報共有体制の確立、他の市町村等や民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

被災時には、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務について、県が主催する説明会に出席する。さらに、被害の規模が大きく、住家被害の調査等にかかる人員が不足する場合は、県に対し、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整の要請を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧

上水道、電気、ガス、通信、交通等のライフライン施設が地震・津波災害により液状化などの被害を受けた場合、生活機能は著しく低下し、麻痺状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行うこととする。

また、ライフライン機能に支障が生じた場合に備えて、早期における代替策をとり得る体制の整備に努める。

1 水道施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

地震・津波災害時において、生活基盤対策班は、生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者等のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び「災害時における緊急応急作業等の協力に関する協定」に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行う。

(1) 地震・津波災害時の活動体制

地震・津波災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水及び浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に対し、速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

水道事業者間で応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 被害発生時の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認の上、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

<資料6-4 各種協定一覧表>

2 電力施設

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

復旧計画については災害時の大規模停電等において迅速な電力復旧等の活動が行えるよう締結した「災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」の以下重要施設の優先復旧について十分に配慮し復旧を行う。

ただし、重要施設の優先復旧が困難な場合は、市と東京電力パワーグリッド(株)の双方で調整を図る。

（重要施設）

- (1) 生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等
- (2) 指定避難所として開設されている施設
- (3) 災害対応の中核機能となる市の災害対策本部が存在する施設
- (4) 上下水道施設などライフライン施設

3 ガス施設

主な担当	（一社）千葉県LPガス協会
------	---------------

災害によりガス施設に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、ライフライン施設としての機能を維持することが必要である。

このため、災害対策の迅速かつ適切な実施を図り、公共の安全と便益を図るため、以下の防災対策を実施する。

(1) 非常災害体制の確立

ア 地震発生時の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。

(イ) 勤務時間外の場合は、地震の大きさをテレビ・ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された箇所に、自動発令で出勤する。

イ 気象庁発表の大津波警報が発表された場合の出動

(ア) 勤務時間内の場合は、社内連絡により所属事務所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先する。

(イ) 勤務時間外は、津波の高さ・到達時間をテレビ、ラジオ等の情報により判断し、あらかじめ指定された場所に出勤する。ただし、津波からの避難を優先とする。

ウ 非常災害対策本部、支部の設置

地震等の非常災害が発生した場合、又は、大津波警報が発表された場合、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため本社に非常災害対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等から、被害情報等の情報収集を行う。

(イ) 事業所設備等の点検を行う。

(ウ) その他、状況に応じた措置を行う。

イ 応急措置

(ア) 非常災害対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

(ウ) 供給停止地域については、供給可能な範囲で供給系統の切り替え等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

(エ) その他、現場の状況により適切な措置を講じる。

ウ 資機材等の調達

復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

市内各ガス事業所は工作車を保有しており、常時稼働可能な体制にある。

また、主要な車両には、無線を搭載している。

(3) 災害時の広報

災害時には、ガスによる二次災害の防止、住民の不安除去のため、広報車による巡回のほか、市、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段をつくして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧の見通しについて広報する。

ア 地震発生時には

(ア) ガスの栓を全部閉めること。

(イ) ガスメーターのそばにあるメーターコックを閉めること。

(ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・ボンベバルブを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

(エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。

イ マイコンメーター（前面にランプもしくは液晶があるメーター）が作動してガスが出ない場合

(ア) グレーのメーターの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。

(イ) クリーム色のメーターの場合は、左上又は右上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。

(ウ) 操作終了後3分間は、マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

ウ 供給を停止した場合

(ア) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給を停止しているので、ガス栓、メーターコックを締め、ガス会社から連絡があるまで待つこと。

(イ) ガス栓の供給が再開される際には、必ず、あらかじめガス会社が各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまでガスを使用しないこと。

(4) 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車両の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(5) 事業継続計画の策定・発動（東京ガス株）

事故・災害について、必要によりあらかじめ事業継続計画を策定する。また、策定にあたっては、関係者の生命・身体の安全及び被害拡大の防止を前提とした上で、最低限維持しな

なければならない以下の業務を最優先する。

- ア ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- イ ガスの供給が停止した場合には、その復旧作業に関する業務
- ウ 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- エ その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務
事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局が本部長に具申し、発動は本部長が命じる。

4 通信施設

主な担当	東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、日本郵便(株)
------	--

(1) 東日本電信電話(株)千葉事業部

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災関係機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

地震・津波災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最低限の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通信回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 回線の応急復旧
- g 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の設置
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車・ラジオ・テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

d 「災害用伝言板」及び「音声お届けサービス」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- a 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- b 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら、各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局舎の点検を実施するとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備を行う。

通信に輻輳が発生した場合には、輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害伝言板サービス及び災害用音声お届けサービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡をとりながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、災害発生時には、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、住民を対象に災害用伝言板、災害用音声お届けサービス等による安否情報の伝達に努める。

(5) 日本郵便(株)（勝浦郵便局）

応急措置は、以下のとおりとする。

ア 被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講じる。

イ 被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった場合、仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講じる。

また、災害特別事務取扱、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合は取扱う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

5 放送機関

主な担当	日本放送協会
------	--------

地震が発生した場合は、放送機関は放送機能を確保した後、地震・津波情報、災害の状況、

防災活動等を迅速・正確・適切に発信し、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、市及び県の要請による防災情報の伝達にあたる。

6 道路・橋梁

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あるいは通行の禁止又は制限等の措置など、利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う。

(1) 災害時の応急措置

機 関 名	応 急 措 置						
県	<p>道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、震災時における県土整備部の対応計画、県土整備部震災実働マニュアルの定めるところにより、ライフライン関係占用者、（一社）千葉県建設業協会及び市町村等からの道路情報の収集に努めるとともに、各土木事務所はパトロールを実施する。これらの情報により（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。</p> <p>ライフライン施設の復旧における道路法の事務手続きについては、「災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて」に基づき、迅速な対応を図る。</p>						
関東地方整備局	<p>被害状況を速やかに把握するため、事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の応急措置を行い交通路の確保に努める。</p>						
東日本高速道路(株)	<p>1 地震発生後、次の基準にしたがって警察当局と協力して通行規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及びパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行車の安全確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="379 1272 1118 1431"> <thead> <tr> <th>計測震度値</th> <th>通行規制内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>計測震度 4.0 以上 4.5 未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合</td> <td>速度規制</td> </tr> <tr> <td>計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上</td> <td>通行止</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 通行車及び道路の被害状況等を早期に把握し、迅速かつ安全な道路交通の確保を行うため、震災点検を行う。</p> <p>3 災害が発生した場合、道路交通の確保及び被害の拡大防止を図るため、速やかに応急復旧を行う。通行止めを実施しているときは、上下車線が分離されている道路にあたっては、少なくとも上下線各1車線又は片側2車線を、分離されていない道路にあたっては、1車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。</p>	計測震度値	通行規制内容	計測震度 4.0 以上 4.5 未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合	速度規制	計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止
計測震度値	通行規制内容						
計測震度 4.0 以上 4.5 未満又は特別巡回の結果必要が認められる場合	速度規制						
計測震度 4.5 以上又は 5.0 以上	通行止						
首都高速道路(株)	<p>地震による災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。</p> <p>1 震度5強以上の大地震が発生したときは、首都高速道路は一般車両の通行が禁止され、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、都県公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する</p> <p>2 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。</p> <p>3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。</p> <p>4 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講じるものとする。</p>						

(2) 応急復旧対策

機関名	応急復旧対策
県	被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路1次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に（一社）千葉県建設業協会などの関係機関と密接な連携を図りながら応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。
関東地方整備局	パトロール等による調査結果等をもとに、被害状況を把握し、速やかに応急復旧工事を行い、道路の機能確保に努める。

7 交通施設

主な担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

(1) 災害時の活動体制

ア 災害対策本部等の設置

地震・津波災害が発生した場合、各交通機関は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡体制

災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

東日本旅客鉄道(株)の初動措置は次のとおりである。

ア 運転規制の内容

地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次による。

(ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。

(イ) 運転規則区間は、一般区間と落石区間に分ける。

(ウ) S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。

(エ) S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35 km/h以下の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。

イ 乗務員の対応

(ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

(ウ) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長等と連絡をとり、その指示を受ける。

ウ その他の措置

(ア) 旅客誘導のための案内放送

(イ) 駅員の配置手配

(ウ) 救出、救護手配

(エ) 出火防止

(オ) 防災機器の操作

(カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導方法

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し、避難させる。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

(ア) 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。

(イ) 列車が駅間の途中で停車した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。

b 特に高齢者や子供、妊婦等は、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

8 その他公共施設

主な担当	生活基盤対策班
------	---------

地震が発生した場合、河川、海岸、港湾、漁港及び急傾斜地崩壊防止施設の被害状況を速やかに把握し、各施設の機能確保を図るため、各関係機関は災害活動を実施するとともに応急措置を行うものとする。

(1) 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(2) 河川管理施設

地震、津波等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれのあるときは、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

(3) 港湾施設

地震、津波等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(4) 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(5) 急傾斜地崩壊防止施設

地震により、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

(6) 都市公園施設

地震・津波により園路・広場、管理施設等が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティアの協力

大規模な地震・津波災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

1 災害ボランティアセンターの設置

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

(1) 市災害ボランティアセンターの設置

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、社会福祉協議会が行うことができる。

市災害ボランティアセンターの設置予定場所

元大原高等学校勝浦若潮キャンパス 校舎

(2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティアの派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

(3) 広域ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない場合に、それを代替えるため、県はボランティアセンターを被災地域の近辺に設置する。

なお、当該ボランティアセンターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

広域ボランティアセンターの設置場所

名称	支援対象地域	設置場所
いすみ広域ボランティアセンター	夷隅	大多喜町B & G海洋センター

2 ボランティアの活動分野

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は、次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物の応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報

- カ 被災者への心理治療
 - キ 要配慮者の看護、情報提供
 - ク その他専門的知識、技能を要する活動等
- (2) 一般分野
- ア 避難所の運営補助
 - イ 炊き出し、食料等の配布
 - ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
 - エ 要配慮者の支援
 - オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
 - カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
 - キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

- (1) 個人
- ア 被災地周辺の住民等
 - イ 被災建築物応急危険度判定士
 - ウ 被災宅地危険度判定士
 - エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
 - オ その他
- (2) 団体
- ア 日本赤十字社千葉県支部
 - イ 勝浦市社会福祉協議会
 - ウ その他ボランティア活動団体、NPO法人 等

4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

平常時から災害時におけるボランティア活動の重要性を明らかにし、ボランティア活動の主体となる意識の保持を訴えるとともに、災害時には積極的な参加を呼びかける。

(1) 平常時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティアの参加を求めることにより、その重要性を広報する。合わせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練の実施を支援し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう、日頃から連

携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、「ちば県民活動PR」等様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性について、住民の活動への参加促進を図る。

(2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、社会福祉協議会が運営する市災害ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部等の関係団体を通じて広く参加を呼びかけるとともに、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内各市町村に支援を依頼する。

なお、東日本大震災においては、ホームページやブログなどを用いて情報を公開したことで、電話等による問合せを抑制する効果が見られたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
------	----------------

災害の状況に応じて、より実情に即したボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、社会福祉協議会は、市、県及び関係機関と十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 市災害ボランティアセンターによる登録

社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター受付窓口を設置し、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を調整の上、派遣する。

災害時に設置される県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、受付や登録に関しては、市災害ボランティアセンター受付窓口にて対応する。

(2) 専門ボランティアの派遣要請

専門分野での活動を希望する個人及び団体の登録は、県が中心となって対応する。

ボランティアの需要状況をもとに、必要な活動分野及び派遣人員等を把握し、県に派遣を要請、調整等の支援を受ける。

専門ボランティアについては、市の関係部署と連携して活動を支援する。

<専門ボランティアの活動分野等>

活動分野	個人・団体
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士
被災建築物応急危険度判定	被災建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定	被災宅地危険度判定士
高齢者支援	支援団体
障害者支援	支援団体
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンションビューロー ボランティア通訳 災害時外国人サポーター
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟千葉県支部

(3) 被災現地における受付

被災地域内の住民ボランティア希望者や被災地周辺市町村による登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、社会福祉協議会が設置した市災害ボランティアセンターにおいて受付を行い、災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアニーズの把握

市社会福祉協議会は、被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

また、県災害ボランティアセンターは、市災害ボランティアセンターと連絡を密にし、情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、市全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(5) 各種ボランティア団体との連携

市社会福祉協議会は、日本赤十字社千葉県支部や市及び県、県災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援を実施し、密接な連携のもとに各種救援救護策を進める。

(6) 感染症対策について

市災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
-------------	-----------------------

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアの食事や宿泊場所は、自己調達を原則とする。

(2) 市災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

市災害ボランティアセンターや活動拠点については、運営主体である社会福祉協議会と市が協議の上、確保・提供する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受入れる市が負担する。なお、ボランティア活動に必要な資機材は、市社会福祉協議会において、あらかじめ用意するものとする。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、市内で活動するボランティアの把握に努め、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 ボランティアリーダーの養成

主な担当	被災者救援班、社会福祉協議会
-------------	-----------------------

一般分野のボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から防災ボランティアリーダーの養成を進め

る。

また、発災時に迅速な受入れができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

市社会福祉協議会は、災害ボランティア講座を開催し、災害ボランティアセンターの運営スタッフの養成に努める。